

タンザニア国

**ンゴロンゴロ自然保護区
ビジターセンター
展示及び視聴覚機材整備計画**

調査結果概要

目 次

	頁
プロジェクト位置図 写真	
1. プロジェクトの背景・経緯 -----	1
(1) 要請の背景・目的 -----	1
(2) 要請の内容 -----	1
1) 要請年月 -----	1
2) 要請金額 -----	1
3) 要請内容 -----	1
2. 我が国の関連分野への協力 -----	2
(1) 我が国の関連分野への協力 -----	2
(2) 他のドナー国・機関の援助動向 -----	2
3. プロジェクトの実施体制 -----	2
(1) 組織 -----	2
(2) 財政状況 -----	3
(3) 技術水準 -----	4
(4) 既存機材 -----	5
4. プロジェクトの内容 -----	6
(1) プロジェクトの概要 -----	6
1) 上位計画 -----	6
2) 当該セクターの現状 -----	6
3) プロジェクトの目的 -----	7
(2) プロジェクトの基本計画 -----	7
1) 設計方針 -----	7
2) 基本計画（機材計画） -----	7
3) 機材等調達計画 -----	9
4) 機材据付及び操作指導 -----	10
5) 事業実施工程表 -----	10
(3) 相手国側負担事項 -----	12
(4) 運営維持管理 -----	12
(5) 実施に当たっての留意事項 -----	12
1) 展示模型及び展示パネル内容部分の製作過程における「製作監理」について---	12
2) 展示模型及び展示パネル品質確保のための条件設定について -----	12

3) ビデオ編集機材の設置場所について -----	13
4) 展示模型及び展示パネルの紫外線対策について-----	13
5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果 -----	13
(1) プロジェクトの効果 -----	13
1) 直接効果 -----	13
2) 間接効果 -----	14
(2) 課題・提言 -----	14
1) ビデオ撮影・編集能力の向上について -----	14
2) 我が国支援に係る広報について -----	14
(3) プロジェクトの妥当性 -----	14
6. 付属資料 -----	15
(1) 調査団員・氏名 -----	15
(2) 調査行程-----	15
(3) 関係者（面会者）リスト -----	15
(4) 討議議事録及び当初要請からの変更点-----	16

プロジェクト位置図

アフリカ

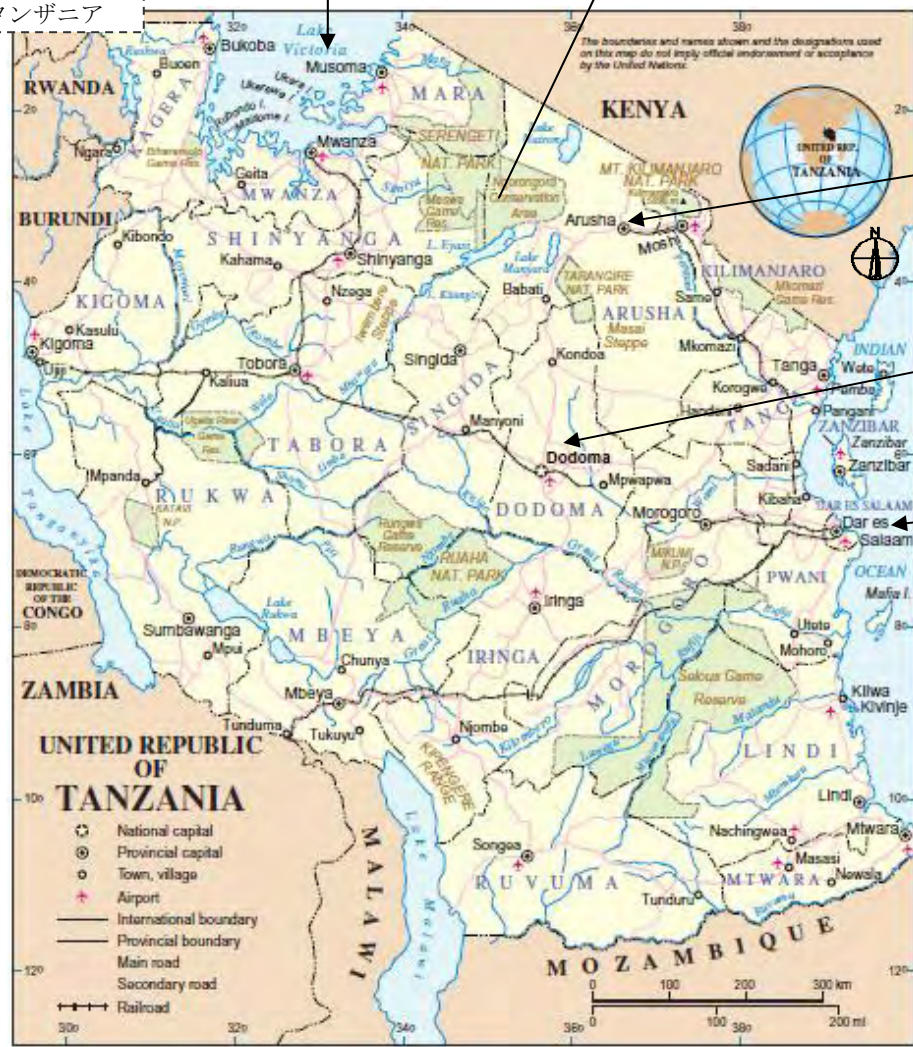


ンゴロンゴロ自然保護区



ンゴロンゴロ自然保護区
管理局 (NCAA) 本部 ビジターセンター

タンザニア



アルーシャ市
(プロジェクト・
サイト最寄りの都市)

ドドマ市
(法律上の首都)

ダルエスサラーム市
(国内最大都市、
事実上の首都)

(出典: University of Texas Libraries、The Cartographic Section of the United Nations (CSUN)、
Ngorongoro Conservation Area Tourist Map & Guide 1:230,000 of harms-ic-verlag)

写真



写真-1：ンゴロンゴロ自然保護区への入り口であるロードアレ・ゲート。左右がビジターセンターになっている。ゲート開門時間（ビジターセンター開館時間と同じ）は年中無休の朝8時から夜6時まで。



写真-3：ビジターセンター右棟。受付や来客室がある。



写真-5：展示室内。旧ビジターセンターから移設されたクレーター模型や地図模型、展示パネルが置かれている。



写真-7：既存の地図模型。来場者が頻繁に指示棒で指し示すため、ところどころ穴が開いている。

真



写真-2：ビジターセンター左棟。展示室がある。



写真-4：ビジターセンター左棟の外壁に設置された本邦企業のCSR記念銘板。



写真-6：展示室中央に設置されている既存の地図模型。同保護区の周辺及び保護区全体が網羅されているため、来場者のルート確認等に重宝されている。

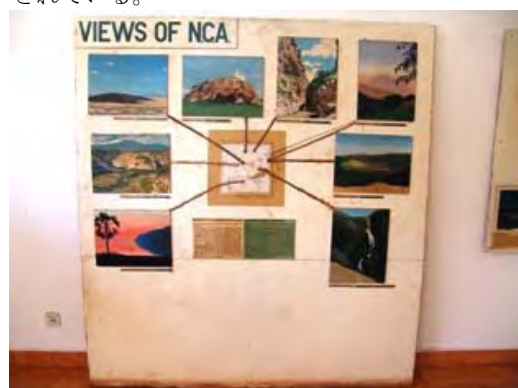


写真-8：既存の展示パネル。傷みや汚れが激しい。



写真-9：ンゴロンゴロ自然保護区を表すロゴマーク。各々、野生生物、家畜と人間（人間と自然の共生）、森林、ランドスケープを表している。



写真-11：マサイ族の集落で集会を行う際等に使用されている音響拡声システム。来場者が多く、ビジターセンター内に収容できずゲート前広場にてガイダンスを行う際にも使用されている。

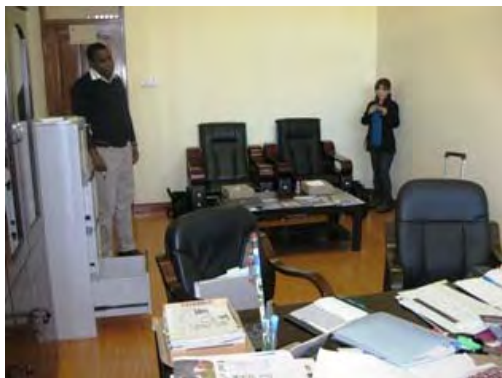


写真-13：広報部長室。来客用ソファのある場所にビデオ編集システムを設置する予定である。



写真-15：NCAA作成の広報誌。広報部職員が個人カメラにて撮影した写真が使用されている。



写真-10：展示室の一角には、ビデオ上映が出来るようにテレビとVHSプレーヤーが設置されている（ガラス奥はショップ）。要請されているディスプレイとDVDプレーヤーは、ここに設置される予定である。



写真-12：ンゴロンゴロ自然保護区内にあるNCAA本部。局長室、広報部や生態系モニタリング課、会計課等が入っている。ビジターセンターからは35kmの距離にある。



写真-14：NCAA作成のカレンダー。1,000部制作し関係者に配布している。写真はビジターセンター引渡し式の様子。

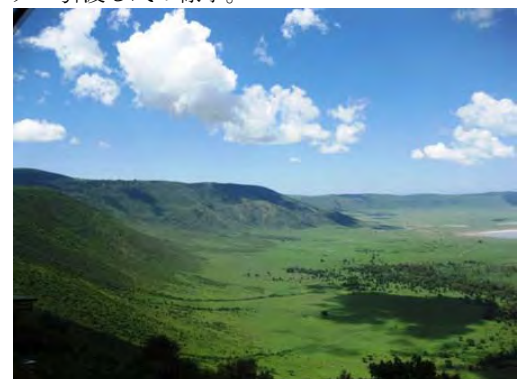


写真-16：ンゴロンゴロ・クレーター。同自然保護区の主要な観光ポイントとなっている。

1. プロジェクトの背景・経緯

(1) 要請の背景・目的

タンザニア連合共和国（以下「タ」国という。）で最初にユネスコの世界遺産（自然遺産）として登録されたンゴロンゴロ自然保護区は、「タ」国北部に位置し、毎年 40 万人前後の観光客や研究者が国内外から訪れている。約 200～300 万年前の火山噴火によって形成された直径約 20km の広大なクレーターを中心に、野生生物が生息する自然公園であり、マサイ族の居住地としても有名である。同保護区はンゴロンゴロ自然保護区管理局（Ngorongoro Conservation Area Authority、以下「NCAA」という。）が管理しており、NCAA は同保護区への入り口であるロードアレ・ゲートの横に、ビジターセンターを設置して、全ての入場者の登録や料金徴収を行っているほか、同ビジターセンター展示室にて同保護区についての基本的な情報提供を行っている。このビジターセンターは 1989 年に建設されたが、2009 年秋には日本の民間企業の支援によって建て替えられ、展示室も広がった。しかしながら、展示室の展示物については以前のものを移設して配置しているままであり、老朽化や劣化により効果的な情報提供に支障をきたしている。また、NCAA は従来の保護活動に加え、近年広報活動にも力を入れているが、活動に必要な視聴覚機材を購入する予算がなく、職員が個人で所有しているカメラやビデオカメラを用いて広報素材を作成している状況である。

「タ」国政府は、NCAA のビジターセンター展示機材及び視聴覚機材を整備することにより、同保護区特有の生態系や、人間と自然、野生生物との調和・共生に対する訪問者の関心を高め、文化・自然保護への意識を向上させること、同保護区への観光促進に資することを目的として、機材の整備に必要な資金協力を我が国に対し要請した。

(2) 要請の内容

1) 要請年月 2007 年 10 月

2) 要請金額 31.35 百万円

3) 要請内容

○当初要請内容 合計 21 品目

①ビデオ投影システム：液晶データプロジェクター等 6 品目

②コンピューター関連機材：パソコン、プリンター等 4 品目

③発電機：発電機 1 品目

④展示ケース：展示ケース 5 品目

⑤模型：室内及び屋外用ディスプレイパネル、地図模型等 5 品目

○2008 年 12 月事前調査時確認された要請内容 合計 40 品目

①ビデオ上映機材：ディスプレイ、DVD プレーヤー等 8 品目

②展示ケース：ディスプレイショーケース 2 品目

③撮影・編集機材：ビデオ撮影機材、デジタルカメラ等 29 品目

④携帯用 GPS：携帯用 GPS 1 品目

2. 我が国の関連分野への協力

(1) 我が国の関連分野への協力

表-1 我が国の関連分野への協力実績

実施年度	協力形態	案件名	供与限度額	概要
2001年～ 2004年	無償資金協力	マクユニ・ンゴロンゴロ間 道路整備計画 ¹	31.99億円	道路 77km の 整備

(2) 他のドナー国・機関の援助動向

表-2 他のドナー国・機関の協力実績

実施年度	機関名	案件名	金額	援助形態	概要
2006年	USAID	不明	不明	機材供与	レンジャーの活動 (密猟防止活動等) に必要なナイトビジ ョンの供与

3. プロジェクトの実施体制

(1) 組織

本プロジェクトの主管官庁は天然資源観光省、実施機関はンゴロンゴロ自然保護区を管理するンゴロンゴロ自然保護区管理局（NCAA）である。NCAAの組織図は図-1のとおりで、理事会の下に局長以下、広報部、保護・地域開発部、財務・総務部、業務部など357人の職員を有する。

NCAAは1975年に設立され、同保護区内の野生生物や自然の保護、密猟からの保護、マサイ族の歴史や文化、生活の保護、保護区入り口、保護区内のゲート及びレンジャーポストにおける入場者管理（保護区内への入場は朝8時から夜6時まで、保護区内での車輛の移動も朝8時から夜6時までと定められている）、密猟防止活動等、同保護区の管理全般を担っている。また、ビジターセンターにおいて、同保護区への全ての入場者の登録、料金徴収及び訪問者への情報提供を行っている。同保護区には、表-3に示すとおり、国内外から年間40万人前後の観光客及び研究者が訪れている。

¹ タンザニア北部地方のサファリ観光の窓口的な都市であるアルーシャ市からドドマ市方面へ南西に延びる幹線道路上のマクユニに分岐し、世界遺産に登録されているンゴロンゴロ自然保護区の入り口までの、約77kmに及んでいる道路。

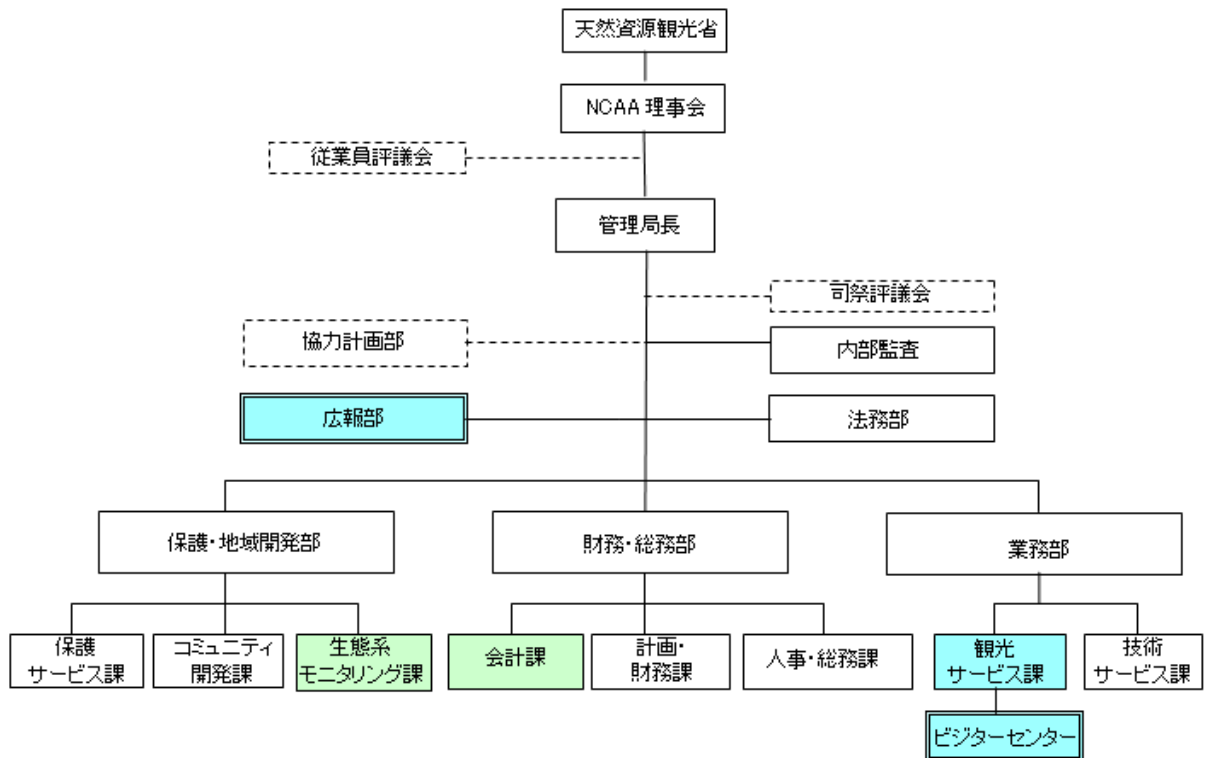


図-1 Ngongoro自然保護区管理局 組織図

表-3 Ngongoro自然保護区への入場者数

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
タンザニア国民及び東アフリカ国民 (ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンディ)	98,417	106,258	169,743	221,216	203,692
その他外国人	238,174	253,001	292,307	256,233	148,072
合計	336,591	359,259	462,050	477,449	351,764

(出典：Ngongoro自然保護区管理局 提出資料)

本案件の実施担当部署は、展示関連機材についてはビジターセンター、視聴覚機材については広報部である。ビジターセンターは観光サービス課からの職員 5 人のほか、生態系モニタリング課から 10 人、会計課から 5 人の職員が配置され、計 20 人で運営されている。展示室の管理はセンター責任者と職員 1 人が担当している。広報部は部長以下、計 5 人の職員が配置され、様々な広報活動や、個人所有の機材（ビデオカメラ、デジタルカメラ）による広報素材の撮影を行っている。

(2) 財政状況

表-4 に NCAA の収支状況を示す。NCAA は天然資源観光省から予算配分を受けておらず、全て独自収入による独立採算で運営されている。独自収入の大半は、表-5 に示す訪問者からの入場料等である。2007/2008 年度までは大幅な黒字であったが、2008/2009 年、2009/2010 年は赤字となっている。これは、2009 年に同保護区内の観光ポイントであるオールドパイ溪

谷の博物館をリニューアルしたことが主な要因とのことであったが、赤字分は内部留保から補填されており、リニューアルが終了し次年度以降は収支のバランスが改善される見込みであることから、本プロジェクトの実施に必要な予算については問題ない。

表-4 ンゴロンゴロ自然保護区管理局 予算

単位:タンザニアシリング(TZS)

会計年度 (7月～6月まで)	2006/2007(実績)	2007/2008(実績)	2008/2009(実績)	2009/2010(暫定)
収入				
入場料収入	10,300,000,000	19,000,000,000	18,297,550,185	22,220,735,000
その他観光収入	8,600,000,000	12,620,000,000	15,176,008,421	11,370,000,000
その他	710,000,000	1,000,000,000	1,024,877,449	431,248,000
合計	19,610,000,000	32,620,000,000	34,498,436,055	34,021,983,000
支出				
人件費	2,200,000,000	4,000,000,000	9,831,220,962	10,277,674,268
光熱費	70,000,000	100,000,000	7,881,298,906	5,164,532,396
修理・維持管理費			10,774,313,141	3,764,682,000
(施設)	1,000,000,000	2,000,000,000		
(機材)	2,000,000,000	4,000,000,000		
機材購入費			7,810,851,457	7,461,631,400
その他	6,730,000,000	7,500,000,000	9,556,832,081	11,247,229,804
合計	12,000,000,000	17,600,000,000	45,854,516,547	37,915,749,868
収支	7,610,000,000	15,020,000,000	▲ 11,356,080,492	▲ 3,893,766,868

(出典：ンゴロンゴロ自然保護区管理局 提出資料)

表-5 ンゴロンゴロ自然保護区 入場料等

料金	東アフリカ国民	その他外国人
入場料		
16歳以上	1,500 TZS	50 US\$
5歳～16歳未満	500 TZS	10 US\$
5歳未満	無料	無料
自動車入場料		
2,000kg以下	10,000 TZS	40 US\$
2,001-7,000kg以下	20,000 TZS	200 US\$
7,001kg以上	25,000 TZS	300 US\$
クレーター(同保護区中心部の野生生物生息地帯)入場料		
車両1台あたり	5,000 TZS	200 US\$

(出典：ンゴロンゴロ自然保護区管理局 提出資料)

(3) 技術水準

本案件にて整備される機材の使用予定者は表-6 及び表-7 に示すとおりである。展示模型、展示パネルフレーム、展示パネル内容、ビデオ上映システム、音響拡声システムについては、使用に当たって特段の技術を要するものはない。

ビデオ撮影機材、写真撮影機材、ビデオ編集システムについては、広報部長の Adam Akyoo 氏が以前放送局に勤務していたこともあり、プロ用ビデオカメラとスチールカメラの業務経験があり、十分な知識がある。ビデオ編集についても経験を有している。同部の Nickson Nyange 氏は特にカメラの取り扱いに慣れており、同人の撮影写真はカレンダー、広報パンフレットに使われていることから、本格的に機材を使いこなすことのできるレベルにある。ビデオ、カメラ担当の他の広報部職員のレベルは上記 2 人には及ばないものの、経験豊富な両氏が教育者として彼らを指導することでスキル向上を図ることが可能である。したがって、要請機材の使用において、技術レベルに問題はない。

表-6 要請機材の使用予定者（展示機材、ビデオ上映システム）

氏名	所属、肩書き	担当機材	技術レベル等
Mr. Laban S. Moruo	ビジターセンター責任者	地図模型、クレーター模型、展示パネルフレーム、展示パネル内容、ビデオ上映システム	観光学学士。NCA勤続21年。ボツワナにて野生生物調査コース、ケニアにて野生生物担当官研修コース修了。2008年10月から現職。
Mr. Alais Saitoti	ビジターセンター職員	地図模型、クレーター模型、展示パネルフレーム、展示パネル内容、ビデオ上映システム	2010年1月現在、ビジターセンターにて展示物の清掃・管理を担当。

(出典：ンゴロンゴロ自然保護区管理局 提出資料から作成)

表-7 要請機材の使用予定者

(音響拡声システム、ビデオ撮影・編集システム、写真撮影機材)

氏名	所属、肩書き	担当機材	技術レベル等
Mr. Adam Akyoo	広報部長	ビデオ撮影機材、写真撮影機材、ビデオ編集システム、音響拡声システム	経験年数20年。TV局での番組制作経験、留学・海外での研修経験、カレンダー、雑誌等への撮影写真掲載実績
Mr. Vicent Mbirika	広報部次長	写真撮影機材、音響拡声システム	経験年数16年。カレンダー、雑誌等への撮影写真掲載実績
Mr. Mohamed Fadhili	広報部職員	ビデオ撮影機材、写真撮影機材、ビデオ編集システム、音響拡声システム	経験年数20年。ビデオ撮影機材使用経験、雑誌等への撮影写真掲載実績
Mr. Nickson Nyange	広報部職員	ビデオ撮影機材、写真撮影機材、ビデオ編集システム、音響拡声システム	経験年数15年。ビデオ撮影機材使用経験、カレンダー、雑誌等への撮影写真掲載実績
Ms. Hapiness Ngalula	広報部職員	写真撮影機材、音響拡声システム	経験年数1年。

(出典：ンゴロンゴロ自然保護区管理局 提出資料から作成)

(4) 既存機材

既存の展示物（地図模型、クレーター模型、展示パネル類）については、以前のビジターセンターから移設されたものであり、老朽化が激しい（写真-5～8 参照）ため、本案件実施後は撤去される予定である。ビデオ上映システムについては、ビジターセンターの既存機材は、1998年に購入された21インチブラウン管テレビとVHSプレーヤーの各1台のみ(写

真-10 参照) であり、案件実施後は NCAA 内の他部署にて使用される予定である。音響拡声システムについては、既存機材は NCAA の車輛の屋根に取り付けられた拡声器 (写真-11 参照) とマイク 2 本のみであり、案件実施後も同保護区内での集会等に使用される。ビデオ撮影・編集システム及びカメラ機材については、既存機材はなく、職員の個人所有品が使用されている状況である。

4. プロジェクトの内容

(1) プロジェクトの概要

1) 上位計画

特になし。

2) 当該セクターの現状

「タ」国には 7 つの世界遺産があるが、同保護区は、「タ」国で最初に登録された世界遺産である。「タ」国北部に位置し、約 200~300 万年前の火山噴火によって形成された直径約 20km の広大なクレーターを中心に野生生物が生息する自然公園であり、マサイ族の居住地としても有名である。同保護区は 1959 年にセレンゲティ国立公園から独立し、条例により保護区として指定された後、1979 年にユネスコの世界遺産 (自然遺産) に登録された。同保護区は NCAA が管理しており、前述のとおり、毎年 40 万人前後の観光客及び研究者が国内外から訪れている。

日本政府は、2001 年度から 2004 年度までの間、「マクユニ・ンゴロンゴロ間道路整備計画」(「タ」国北部のサファリ観光の窓口的な都市アリュージャ市からドドマ市方面へ南西に延びる幹線道路上のマクユニに分岐し、同保護区入り口までの約 77km に及ぶ道路整備) を実施した。ンゴロンゴロ自然保護区ビジターセンターは、同区間の道路の終着点に位置し、全ての入場者の登録や料金徴収を行うとともに、入場者に対して同保護区に関する情報提供を行っている。同センターは、当初 1989 年に建設されたが老朽化したため、日本の民間企業による CSR (企業の社会的責任: Corporate Social Responsibility) 活動の一環として建て替えが行われ、2009 年 10 月に完成し、引渡し式が行われた。

しかしながら、ビジターセンター内部の展示物は、展示室が広がったにも拘わらず、以前のものを移設して配置されているままであり、老朽化や退色が顕著となっている。また、地図模型に到っては保護ケースもなく、むき出しの状態で見られるため、入場者に指示棒で突かれて穴が開くなど、訪問者への情報提供が十分に行えないでいる。ビデオ上映機材については、既存機材は、ビジターセンター展示室に設置されている 21 インチブラウン管テレビと VHS プレーヤーのみであり、画質が悪く VHS の広報素材も少ないことから、普段は活用されておらず、十分な広報効果が得られていない。また、来客室には元大統領や大臣等の訪問もあるが、応接セットが置かれているのみで、VIP に対する効果的な説明や PR を行うための機材がない。更に、訪問者が多く建物内に収容できない場合、ゲート前広場にてガイダンスを行っているが、既存の音響拡声システムは、NCAA の所有する車輛に取り付けられた老朽化したスピーカー及びマイクのみであり、マサイ族との集会や訪

問者へのガイダンス用として使用するには不十分である。NCAA はこれら機材の更新・新規整備を望んでいるものの、予算不足から更新が困難となっている。

また、NCAA は従来の保護活動に加え、近年広報活動にも力を入れており、動画、写真等の広報素材を作成し、ビジターセンターを始め、NCAA ホームページ、雑誌、テレビ等各方面にて紹介することを希望しているが、活動に必要な視聴覚機材を購入する予算がなく、職員が個人で所有しているカメラやビデオカメラを用いて広報素材を作成している状況である。

3) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、NCAA ビジターセンターにおける展示物を整備し、訪問者に同保護区に関する基本的な情報を提供すること、NCAA の視聴覚機材を整備し効果的な広報活動が行えるようにすることにより、同保護区特有の生態系や、人間と自然、野生生物との調和・共生に対する訪問者の関心を高め、文化・自然保護への意識を向上させること、並びに同保護区への観光促進に資することを目的としている。

(2) プロジェクトの基本計画

1) 設計方針

本プロジェクトは、以下の方針に基づき計画することとした。

- ① 展示機材：ビジターセンターの既存展示品は老朽化、劣化が激しいため、全面的にリニューアルする。
- ② ビデオ上映システム：ビジターセンター展示室及び来客室にて DVD 広報作品の上映に必要な DVD プレーヤー及びディスプレイを整備する。
- ③ 音響拡声システム：ビジターセンター屋外でのガイダンスに使用する音響拡声システムを、最低限必要な内容にて整備する。
- ④ ビデオ撮影・編集システム：NCAA 全体の広報活動としてドキュメンタリーやニュースクリップを制作（撮影・編集）し、ビジターセンター、NCAA ウェブサイトでの放映や放送局への投稿等を行うことを計画しており、そのために必要な機材を一括整備する。仕様については、使用目的及び技術者の技術レベルに相応しいものとする。
- ⑤ 写真撮影機材：カレンダー、広報パンフレット、雑誌掲載記事等に用いる写真撮影機材を整備する。仕様及び数量については、使用目的及び技術者の技術レベル並びに使用者の人数に従い決定する。

2) 基本計画（機材計画）

上記設計方針に基づき、各種機材の設置場所、先方の要望等を勘案の上、以下の経緯及び根拠により、計画対象機材の選定を行った。本案件の主要な機材リスト及び用途は表-8のとおりである。

表-8 主要機材リスト及び用途

分類	主な機材名	用途	数量	優先順位
展示機材	地図模型（ケース付）	展示室に設置し、ンゴロンゴロ自然保護区に関する基本的な情報を訪問者に提供する。	一式	A
	クレーター模型（ケース付）	同上	一式	A
	展示パネル（フレーム）	同上	一式	B
	展示パネル（内容）	同上	一式	C
ビデオ上映・音響拡声システム	ディスプレイ（A）	展示室に設置し、同保護区に関する広報 DVD を上映する。	1	A
	ディスプレイ（B）	来客室に設置し、同保護区に関する広報 DVD を上映する。	1	A
	DVD プレーヤー	展示室及び来客室にて、同保護区に関する広報 DVD を上映する。	2	A
	音響拡声システム	来場者が多く、建物内に収容できない時に、センター前広場にてガイダンスを行う際に使用する。	1	A
	自動電圧調整器	電圧を一定に保つために使用する。	2	B
ビデオ撮影・編集システム	ビデオ撮影システム	広報ビデオ、記録ビデオ、ニュースクリップ用の動画の撮影に使用する。	一式	A
	携帯 GPS	撮影を行った場所を特定するために使用する。	1	B
	ノンリニアビデオ編集システム	撮影された動画を編集し、ビデオ作品として完成させるために使用する。	一式	A
写真撮影機材	デジタル一眼レフカメラ	広報用写真の撮影に使用する。	2	A
	携帯 GPS	撮影を行った場所を特定するために使用する。	2	B

- ① 展示機材：地図模型及びクレーター模型については、現状と同等またはそれ以上の仕様にて作成する。展示物保護の観点から、ガラスケース（土台から下は木枠）に収めることとする。展示パネルについては、地図模型及びクレーター模型と合わせて、ビジターセンター展示室全体の統一感や共通性を醸成するものとする。仕様に関しては現状と同等またはそれ以上とし、将来的な展示内容の変更等に対応するため、展示パネルはフレーム部分と内容部分とに分ける。右内容部分については、既存の展示パネルの内容部分を同自然保護区の4つのコンセプト（野生生物、家畜と人間、森林、

ランドスケープ)に従って整理し、更に5つの観光ポイントを追加する。これらの基本情報はNCAAからの提出素材(写真及びテキスト)を使用することを原則とし、イラスト、図面等については、NCAA側の要望に従い日本側で作成する。

- ② ビデオ上映システム：展示室には年間約40万人の訪問者のほぼ全員が立ち寄ることから、広報効果が大きいと判断し、1セットを選定した。部屋の壁中央に設置されるため訪問者が扇形に広がるような形で一度に30人程度が視聴すること、並びに部屋の大きさとのバランスを考慮し58型以上とした。来客室については、元大統領や大臣、各国からの貴賓等の訪問も毎月複数回あり、影響力及び広報効果が高いと判断し、1セットを選定した。一度の視聴者は数人程度であり、部屋の広さとの兼ね合いから42型とした。
- ③ 音響拡声システム：月に3回程度、全員が展示室に入りきらない規模の団体客の訪問があることから、ポータブルタイプのスピーカー2台、パワードミキサー1台及びダイナミックマイク2本から成る構成とした。
- ④ ビデオ撮影・編集システム：これまで映像作品制作実績が無いものの、スタッフの中に放送局従事経験者がいて技術力があること、放送局への投稿、ウェブサイトへの掲示を行う予定があり、品質の高い映像が求められることから、プロ用機材の基本的なものを一式用意するのが妥当であると判断した。
- ⑤ 写真撮影機材：技術力もあり、発表実績があることから、プロの使用にも耐えられる機材を2セット用意するのが妥当であると判断した。

優先順位については、展示模型及び展示パネルについては、展示室全体の統一感や共通性醸成の観点から、全てを一括して設計・製作する必要がある。しかしながら、展示パネルのフレーム部分については統一感の観点から必要性が高いものの、展示内容のNCAA側からの提供が前提であるため優先順位はBを、同内容部分については、原則としてNCAA側からのコンテンツ提供を前提とするため、優先順位はCを付した。

視聴覚機材については、ビデオ上映システムと共に使用される自動電圧調整器については比較的自己調達が可能であること、ビデオ撮影システム及び写真撮影機材と共に使用される携帯GPSについては他の機材と比較して使用頻度が低いことから、いずれも優先順位をBとした。

なお、「タ」国の電圧は230V、周波数は50Hz、電源プラグはBFタイプ、ビデオ方式はPAL方式である。電源環境はあまりよくなく、停電が頻繁に生じている。

3) 機材等調達計画

本プロジェクトにて調達される機材の調達先は、表-9に示すとおりである。

表-9 機材等調達先

分類	機材名	原産国		
		現 地	日 本	第三国
展示機材	地図模型 (ケース付)		○	
	クレーター模型 (ケース付)		○	
	展示パネルフレーム		○	
	展示パネル内容		○	
ビデオ上映・音響 拡声システム	ディスプレイ (A)		○	
	ディスプレイ (B)		○	
	DVD プレーヤー		○	
	DVD プレーヤーラック		○	
	自動電圧調整器		○	
	音響拡声システム		○	
	ダイナミックマイク		○	
ビデオ撮影・編集 システム	ビデオカメラシステム		○	
	携帯 GPS		○	
	ノンリニアビデオ編集システム		○	
	DVD レコーダー		○	
写真撮影機材	デジタル一眼レフカメラ		○	
	広角ズームレンズ		○	
	マクロレンズ		○	
	ズームレンズ (A)		○	
	ズームレンズ (B)		○	
	望遠レンズ		○	
	スピードライト		○	
	三脚		○	
	携帯 GPS		○	
	割合 (%)	0%	100%	0%

本プロジェクトで調達される機材の輸送は、日本側経費負担により、調達契約業者が行う。日本から調達される機材はコンテナ詰めされた後、海上輸送され、「タ」国ダルエスサラーム港で陸揚げされ、コンテナのままンゴロンゴロ自然保護区内のサイト（ビジターセンター及びNCAA本部）まで運ばれる。海上輸送には50日程度、内陸輸送には15日程度を要する。また、同国の免税措置は、免税方式である。船積書類及び必要書類を天然資源観光省から財務省に提出し、財務省から歳入庁に免税を申請する。

消耗品及び修理パーツの現地調達状況に関しては、近隣都市アルーシャ（同保護区から陸路で3時間程度）にはコンピューター、民生家電製品等を扱う販売店があり、メモリーカードやDVDディスク等の消耗品は、現地での調達が可能である。また、展示品の清掃用品についても、現地での調達が可能である。修理については、プロフェッショナル用機器についてはダルエスサラーム、近隣国サービスセンターまたは日本へ返送しての対応となる。

4) 機材据付及び操作指導

機材計画のうち、据付が必要となる機材は展示機材全て及びノンリニアビデオ編集システム、初期操作指導が必要となる機材はノンリニアビデオ編集システムである。

5) 事業実施工程表

本プロジェクトの事業実施工程表を表-10に示す。

表-10 事業実施工程表

暦年		2010年					2011年										2012年																										
会計年度		平成22年度					平成23年度										平成24年度																										
項目		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																					
契約	交換公文(E/N)締結	▽																																									
	贈与計画(G/A)	▽																																									
	調達監理契約		▽																																								
	調達監理認証				▽																																						
入札段階	入札仕様書作成			□																																							
	機材価格、諸経費調査			▽																																							
	予定価格の作成			▽																																							
	入札公告(案)の作成			▽																																							
	入札図書(案)の作成			▽																																							
	入札図書承認				▽																																						
	在京大使館への入札手続き説明						▽																																				
	入札公告、入札図書配布					▽																																					
	質問受付・回答(アmend含む)						□																																				
	入札								▽																																		
	入札評価								□																																		
	業者契約締結									▽																																	
	業者契約認証										▽																																
調達段階	発注									▽																																	
	機材製作										□																																
	船積前検査																																										
	輸送																																										
	納入・開梱																																										
	機材据付工事																																										
	初期操作指導・運用指導																																										
業務完了の確認																					□																						
要員計画	業務主任(3号)			0.09	0.12		0.10	0.09		0.10		0.10			0.10							0.10																					
	機材調達担当(4号)			0.20	0.23	0.19		0.17		0.07					0.20							0.17																					
																						合計M/M																				0.80	
																																											1.23

□ 国内業務
 ■ 現地業務

(3) 相手国側負担事項

本プロジェクト実施に当たって、「タ」国側の負担事項は表-11 に示すとおりである。予算の支出予定項目は未定であるが、2009/2010 年度の NCAA 予算額約 340 億タンザニアシリングの 0.01%に満たない金額であり、十分に負担可能な額であると思われる。

表-11 相手国側負担事項

負担内容	負担経費(TZS)
支払授權書(A/P)発行、銀行取り極め(B/A)に係る手数料	447,000

(4) 運営維持管理

本計画にて整備される展示模型・展示ケース、展示パネル及びビデオ上映・音響拡声システムはビジターセンターに設置・保管される。維持管理責任者は、ビジターセンター長である Laban S. Moruo 氏である。維持管理に必要な予算は基本的にほとんど発生しないと見込まれるが、万一必要となった場合、同センター長が所属する観光サービス課を通して予算申請する。

ビデオ撮影機材及び写真撮影機材は広報部長室に保管され（使用場所は基本的に屋外）、ビデオ編集システムは広報部長室に設置・保管される。これら機材の維持管理責任者は、広報部長である Adam Akyoo 氏である。維持管理に必要な予算（消耗品購入費、修理費等）は、機材納入後 2 年間は 100 万 TZS 程度（消耗品購入費のみ）、3 年目以降は 300 万 TZS 程度と見込まれる。同予算については、広報部予算から支出する。広報部の年間予算は 2.5 億 TZS 程度であり、3 年目以降に必要なとされる維持管理費についても同部年間予算の 1%強、2009/2010 年度 NCAA 予算と比較では 0.01%にも満たないことから、十分に支出可能な額であると判断される。また、コンピューターについては技術サービス課に ICT（情報通信技術 Information and Communication Technology）セクションがあり、同部署の職員 1 人については操作に慣れていることを確認しており、維持管理上の問題はない。

(5) 実施に当たっての留意事項

1) 展示模型及び展示パネルの内容部分の製作過程における「製作監理」について

案件採択後の製作段階では、調達監理機関による通常の「調達監理」に加え、①調達監理機関による「製作監理」（製作図面の確認と助言、見本品の確認と助言、製作途中における製品検査への立会いと助言、変更が発生した場合の調整、発注者による最終確認への立会いと助言等）及び②発注者（NCAA）による仕上げ処理前の最終承認（直接立会いによる）が必要となるところ、その方法及び費用負担等について検討する必要がある。

2) 展示模型及び展示パネル品質確保のための条件設定について

展示模型及び展示パネルの製作者は、社によってその製作技術レベルや品質管理体制が様々であり、入札図書における技術仕様での規定が難しい部分がある。そのため、品質

を確保するためには、製作を請け負う業者が文化施設や博物館、資料館等の類似展示施設を設計・施工する能力、展示品・大型模型の製作能力及び製作実績を有していることが求められる。しかしながら、製作者の選定は入札者の判断となるため、あらかじめ入札図書に、製作者の要件を明記しておく必要がある。一案として、

- ・ 過去 10 年以内に官公庁・地方公共団体・独立行政法人から文化施設や博物館、資料館等の類似展示施設の設計・施工工事の元請け実績を複数件以上有すること、
- ・ 過去 10 年以内に 100 平米以上の文化施設や博物館、資料館等の類似展示施設の設計・施工工事の元請け実績を複数件以上有すること（本案件ビジターセンター展示室が 85 平米程度であるため）、
- ・ 過去 10 年以内に 6 平米以上の地形模型もしくはジオラマ（情景模型）を含む展示品製作の元請け実績を複数件以上有すること（本案件にて製作する地図模型が 6 平米程度であるため）、

等が挙げられる。

また、入札時の提出資料として実施体制表（設計、製作担当者を明記、スキルシート添付）、製作計画書、提案図面等を求め、受注後には製作図面、製作工程表及び各工程での見本品の提出（展示模型）、版下の製作及び提出（展示パネル）を求め調達監視機関による承認を行う、仕上げ処理前には発注者による立会い最終承認を行う等の対応が必要となる。

3) ビデオ編集機材の設置場所について

ビデオ編集機材の設置場所については、広報部長室に設置することで合意していたが、協議最終日に、将来的な変更の可能性が提示された。新たな設置場所は現在、同じ NCAA 本部敷地内のマサイ族相談所として使用されている部屋であり、採寸した結果、広さも十分であることを確認した。同変更が確定した場合には、速やかに調査団に伝えるよう要請し、討議議事録に記載した。

4) 展示模型及び展示パネルの紫外線対策について

現状では、展示室に何らの紫外線対策も施されておらず、展示物が紫外線に晒されている。展示物保護のため何らかの紫外線対策を施す必要があり、討議議事録に記載した。

5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果

(1) プロジェクトの効果

1) 直接効果

- ① ビジターセンターの展示品及び展示方法が質的・量的に改善される。これにより、ビジターセンターにおける効果的な情報提供及び広報活動が可能となる。
- ② 同保護区内の自然や動物、人間と動物との共生、生態系等をテーマとしたドキュメンタリー作品が年間 3 本程度、レンジャーの活動や VIP の訪問、イベント等を扱ったニュースクリップが年間 50 本程度作成される。（従来は外注していたが、コスト高により制作本数に限りがあった。）

- ③ 同保護区内の自然や動物、NCAA の活動等を撮影し、広報及び記録に用いるための写真が質的・量的に改善される。(従来は個人所有のカメラを用いて撮影していた。)
- ④ 上記②及び③により、来訪者のみならず広く一般に、効果的な情報提供・広報活動が可能となる。

2) 間接効果

- ① 広報活動の強化により、訪問者の増加が期待され、ひいては NCAA の財政基盤が安定・強化、より活発な活動が可能となる。
- ② 同保護区特有の自然美や人間と野生生物、自然との共生、生態系等への人々の知識が深まり、NCAA 保護活動に対する理解及び支援が醸成される。
- ③ 同保護区までの道路整備、ビジター・センターの建設及び機材整備等、官民を挙げての日本の支援に対する人々の認識が強化される。

(2) 課題・提言

1) ビデオ撮影・編集能力の向上について

広報部職員の現状の技術レベルとして、写真については既に雑誌、カレンダー等様々な広報媒体に使用される作品を撮影するレベルにあるが、ビデオ作品については、NCAA 内部での記録としての活用に留まっている。本案件の実施が決定され、プロ使用の機材の調達が可能となる場合には、組織内部での研鑽（経験者である広報部長から広報部職員への技術指導）や、必要に応じての外部での研修により、更なる技術レベルの向上に努める必要がある。

2) 我が国支援に係る広報について

NCAA は本案件が実施された場合、次のような広報を行う計画である。

- ① ビジター・センター展示室へのメインエントランスへの記念銘板の設置
- ② 機材引渡し式の実施
- ③ マスコミを通じての報道
- ④ NCAA ホームページを通じての広報

更に、整備される視聴覚機材を用いて、本プロジェクトのニュースクリップを作成する計画である。

(3) プロジェクトの妥当性

本プロジェクトは「タ」国の誇る世界遺産（自然遺産）への支援であり、「タ」国における自然保護や環境保護、自然と人間との調和・共生の推進、観光促進に貢献するほか、「タ」国への我が国の官民を挙げての支援をアピールするものである。要請目的に加え、選定した機材、使用者の技術レベル、効果の見通し等、総合的な観点からも、本プロジェクトは十分に妥当性があると言える。

6. 付属資料

(1) 調査団員・氏名

水口 尚恵	団長、機材計画	(財) 日本国際協力システム
横尾 秀利	機材調達・積算 (視聴覚機材)	(財) 日本国際協力システム
杉下 哲	機材調達・積算 (展示機材)	外部協力者
清水 裕美	通訳	外部協力者

(2) 調査行程

No.	日付	曜日	旅程	業務内容	宿泊地
1	1/16	土	19:50 羽田 (EK6257) → 21:10 関空、23:20 (EK317) →	移動	機内泊
2	1/17	日	→ 5:40 ドバイ、10:50 (EK725) → 15:25 ダルエスサラーム	移動、団内打ち合わせ	ダルエスサラーム
3	1/18	月	13:30 ダルエスサラーム (PW430) → 14:50 アルーシャ	JICA事務所打ち合わせ、土地省訪問 移動 天然資源観光省、NCAA打ち合わせ	アルーシャ
4	1/19	火	アルーシャ → ンゴロンゴロ (陸路)	NCAAとの協議・調査	ンゴロンゴロ
5	1/20	水		NCAAとの協議・調査	ンゴロンゴロ
6	1/21	木		NCAAとの協議・調査	ンゴロンゴロ
7	1/22	金		NCAAとの協議・調査、ミニッツ署名	ンゴロンゴロ
8	1/23	土	ンゴロンゴロ → アルーシャ (陸路)	NCAAとの協議・調査 移動	アルーシャ
9	1/24	日	13:00 アルーシャ (PW423) → 15:10 ダルエスサラーム	移動、書類整理	ダルエスサラーム
10	1/25	月		土地省訪問 天然資源観光省とのミニッツ署名	ダルエスサラーム
11	1/26	火	17:20 ダルエスサラーム (EK726) → 23:50 ドバイ	大使館報告、JICA事務所報告 移動	機内泊
12	1/27	水	03:30 ドバイ (EK316) → 17:20 関空、 18:45 (EK6252) → 19:55 羽田	移動	

(3) 関係者 (面会者) リスト

天然資源観光省

Mr. Erasmus M. Tarimo

野生生物局長

ンゴロンゴロ自然保護区管理局

Mr. Bernard M. Murunya

管理局長 (Conservator)

Mr. Shaddy Kyambile

財務・管理部長

Mr. Joseph M. Mallya

技術サービス課長

Mr. Adam Akyoo	広報部長
Mr. Lazaro Maliki	観光サービス課長
Mr. Laban S. Moruo	ロドアレゲート責任者 (ビジターセンター責任者)
Mr. Yusuph Machumu	法務担当
Mr. Alain Saitoti	ロドアレゲート準責任者
Mr. Mssana Isra	機械技師
Mr. Eugene A. Soka	土木技師 (道路)
Mr. Charles Ndanu	土木技師 (建物)
Mr. Issaya Kipalazya	ビジターセンター売店係
Mr. Johnson Saitou Laizer	調達担当
Mr. Cornel Marmo	会計担当

在タンザニア日本国大使館

中川 坦	特命全権大使
金子 千鶴	三等書記官

JICA タンザニア事務所

勝田 幸秀	所長
長谷川 敏久	次長
丸尾 信	所員

(4) 討議議事録及び当初要請からの変更点

最終的に NCAA と合意した討議議事録は別添の通りである。

本案件に関しては、当初要請が 2007 年 10 月に提出された後、昨年度の事前調査団訪問時に変更要請がなされ (2008 年 11 月)、調査の結果、新たな要請内容について合意している (2008 年 12 月)。

そこで、今次調査における当初要請からの変更点については、昨年度の調査団との合意内容からの変更状況を、表-12 及び表-13 に示す。

表-12 削除/数量変更した機材

機材名	数量	変更理由
ディスプレイショーケース 2 品 目		地図模型及びクレーター模型と一体で作成することとし、品目名からは削除した。
DVD 再生機	4⇒2	1 台のディスプレイに対して 2 台の DVD が切り替え用兼予備として要請されていたが、DVD 1 台ずつで十分であったため 2 台を削除。

マルチシグナルスイッチャー	1⇒0	2 台の DVD を切り替えるために要請されていたが、1 台のディスプレイにつき DVD 1 台としたため削除。
パワーアンプ	1⇒0	調査の結果、システムとして不要であることが判明したため削除。
ナイトビジョン	2⇒0	夜間の動物繁殖活動観察用に要請されていたが、今般の要請目的との関連が薄いこと、使用頻度が少ないと予想されることから削除。
ビデオ撮影機材	2⇒1	民生用が 2 台要請されていたが、使用者及び使用計画を確認した結果、プロフェッショナル用 1 台が適当と判断したため、仕様を変更の上 1 台を削除。
パラボリックサウンドコレクター	1⇒0	使い勝手の観点から、ビデオ機材に取り付けるタイプのガンマイクに変更したため削除。
フィールドスコープ	5⇒0	使用者及び使用目的を確認した結果、同機材は保護サービス部や生態モニタリング部、観光ガイドの活動のためのものであると判明し、今般の要請目的から外れるため削除。
DVD ライター	2⇒1	使用目的を確認した結果、1 台で十分であったため 1 台を削除。
ビデオ・音声編集システム	2⇒1	使用者及び使用計画を確認した結果、1 台で十分であったため 1 台を削除。
発電機	1⇒0	撮影・編集用として要請されていたが、編集用としては無停電電源装置で十分であること、撮影用としては 1 日の撮影が十分な数のバッテリーを調達することとしたため、削除。
携帯用 GPS	7⇒3	使用者及び使用計画を確認し、カメラ及びビデオカメラの台数に合わせ 4 台を削除。

表-13 追加した機材

機材名	数量	追加理由
地図模型（ケース付）	1	具体的な要請内容が確認できたため。
クレーター模型（ケース付）	1	具体的な要請内容が確認できたため。
展示パネル（フレーム部分）	5 種×1 式	具体的な要請内容が確認できたため。
展示パネル（内容部分）	5 種×1 式	タンザニア側（NCAA）から展示物の内容の詳細が 2010 年 2 月末までに日本側に提出されることを前提として。
自動電圧調整器	1⇒2	ディスプレイセットの数に合わせ、2 台とした。

MINUTES OF DISCUSSIONS
PRELIMINARY SURVEY
ON THE PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF DISPLAY AND AUDIOVISUAL
EQUIPMENT FOR VISITOR CENTRE OF
NGORONGORO CONSERVATION AREA IN THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA

In response to a request from the Government of the United Republic of Tanzania (hereinafter referred to as "Tanzania"), the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") decided to conduct a Preliminary Survey on the Project for the Improvement of Display and Audiovisual Equipment for Visitor Centre of Ngorongoro Conservation Area (hereinafter referred to as "the Project") and entrusted the survey to Japan International Cooperation System (hereinafter referred to as "JICS").

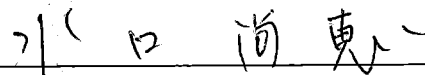
JICA sent to Tanzania the Preliminary Survey Team (hereinafter referred to as "the Team"), which stayed in the country from January 17 to January 26, 2010.

The Team discussed with the officials concerned of the Government of Tanzania and confirmed the details of the request. The main points discussed are described as attached herewith.

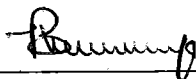
It should be noted that the implementation of the Preliminary Survey does not imply any decision or commitment by JICA to extend its grant for the Project at this stage.



Name: ERASMUS M. TARIMO
For: PERMANENT SECRETARY
Permanent Secretary
MINISTRY OF NATURAL RESOURCES AND TOURISM
Date:
Place:

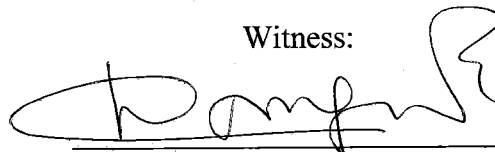


Name: Naoe Mizuguchi
Team Leader
JICA Preliminary Survey Team
Date: January 22, 2010
Place: Ngorongoro



Name: Bernard M. Murunya
Conservator
Ngorongoro Conservation Area Authority
Date: January 22, 2010
Place: Ngorongoro

Witness:



Ngosha Said Magonya
Commissioner for External Finance
Ministry of Finance and Economic Affairs

Attachment

I. Title of the Project

The title of the Project is "the Project for the Improvement of Display and Audiovisual Equipment for Visitor Centre of Ngorongoro Conservation Area."

II. Objective of the Project

The objectives of the Project are to contribute to provide efficient services and basic information about Ngorongoro Conservation Area (NCA) to visitors at Visitor Centre of NCA and to raise the awareness of visitors toward the uniqueness and importance of its ecology and harmonious coexistence of the nature, wildlife and human beings in NCA.

III. Items requested by Tanzania

1. Project site

The site of the Projects are the Visitor Centre and Head Quarter of Ngorongoro Conservation Area, Arusha, Tanzania.

2. Procurement of Equipment

The details of the requested items are listed in Annex-1.

3. Installation works of Display and Audiovisual Equipment

4. Consultant Services

Tender documentation, supporting works for Tender in Japan, and supervision of the Project.

IV. Executing Agencies and Coordination Mechanisms

Executing Agency: Ngorongoro Conservation Area Authority (NCAA)

Responsible Agency: Ngorongoro Conservation Area Authority (NCAA)

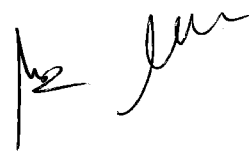
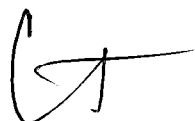
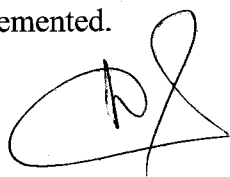
V. Japan's Grant Aid Scheme

1. The Tanzanian side understands the Japan's Grant Aid Scheme, as described in Annex-2.

In addition, the Team explained and the Tanzanian side confirmed:

- 1) The consultant of the Project will be recommended by JICA,
- 2) The consultant services are limited to supporting and supervisory works in Japan, due to the budget limitation of the Grant, and
- 3) The tender of the Project will be held in Japan in the presence of the representative(s) of Tanzania (the representative(s) of the Embassy of Tanzania in Japan).

2. The Tanzanian side will take the necessary measures described in Annex-3, for smooth implementation of the Project, as a general condition for the Japanese Grant Aid to be implemented.



VI. Other relevant issues

1. Regarding the Contents of Display Panel

The both parties confirmed that the Ngorongoro Conservation Area Authority shall provide all the materials such as positive photographs, captions and block copies (pictures for printing plates) necessary to produce the contents of display to the Team through the JICA Office in Tanzania by February 28, 2010.

2. Regarding the Change in the Location of storage and installation of the Equipment

The both parties confirmed that the Ngorongoro Conservation Area Authority shall inform of the change in the location of storage and installation of the Equipment to the Team through the JICA Office in Tanzania as soon as such change is determined.

3. Responsibilities of the Recipient Country

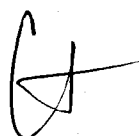
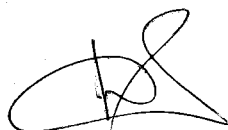
The both parties confirmed that the Ngorongoro Conservation Area Authority shall promptly make preparations for the following in the case that the Government of Japan decides to conduct the Project appraisal and the Tanzanian side consents the Project equipment list presented through the Embassy of Japan.

- (1) To appoint a representative of the Government of Tanzania to witness the tender before its notification.
- (2) To obtain permission from Ministry of Land, if necessary, for the use of maps issued by the Ministry of Land as part of Tender Documents for the Project.
- (3) To remove existing equipment from Pavilion of Visitor Centre and from the Manager's office in Public Relations Department, and make power supply and room setting ready for the equipment to be procured before its arrival to Tanzania.
- (4) To assign technical staff during the installation works of the procured equipment.
- (5) To secure budget necessary for the purchase of spare parts, repair and to use/maintain the equipment effectively and properly.
- (6) To take measures to prevent the display from being exposed in the ultra-violet in the Pavilion of Visitor Centre.

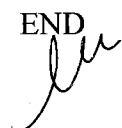
4. Publicity on the Cultural Grant Aid

The following activities will be carried out in recognition of the valuable contribution made by the people and Government of Japan to the cultural development of the Tanzanian people:

- (1) To place a commemorative plate at the main entrance of the Pavilion of Visitor Centre
- (2) To hold a handover ceremony
- (3) To conduct public recognition through the mass media in the country
- (4) To promote and increase public appreciation through the web site of the Ngorongoro Conservation Area Authority



END



The List of Equipment Requested

The priorities "A, B, C" are given for each item of equipment as below.

<I> DISPLAY MODEL, SHOWCASE

<II> DISPLAY PANEL FRAME

<III> CONTENTS OF DISPLAY

Common Issues

Dimension and layout of the display items mentioned below should be planned to suite newly-constructed Visitor Centre. Each item needs to be displayed with a common image to all so that the Pavilion will form a unified impression as a whole. The display has two basic components, a set of four categories symbolizing the area and its introduction. The NCA map model that includes showcase and panels will be the introduction and a set of the four categories will be basically explained by using panels.

The contents of the existing display will remain the same and there are five additional attractions to be included; such as Loolmalasin Mountain, Laitoli Foot Print, Endoro Waterfall, Elephant cave and Barbaik Tribe and their culture.

The display contents such as pictures and captions will be made separate from the panel frames as to cope with the future possible plan of change in display contents.

Individual issues

No.	Description	Specifications	Q'ty	Priorit
<I>	DISPLAY MODEL, SHOWCASE			
I-1	NCA map model	Dimension: Equivalent to the existing model or enlarged (minimum W1550mm × D1550mm × H1050mm to maximum W2450mm × D2450mm × H1050mm) Specification: Equivalent to the existing model or upgraded (wooden base and ground coated with paint) Specification for showcase: Glassed, wooden frame coated with paint and handrails for protection Indication of geographical names	1unit	A
I-2	Crater Model	Dimension: Equivalent to the existing model (W1200mm × D900mm × H1050mm) Specification: Equivalent to the existing model or upgraded (wooden base and ground coated with paint) Specification for showcase: Glassed, wooden frame coated with paint and handrails for protection Indication of geographical names	1unit	A
II	DISPLAY PANEL FRAME			
II-1	Display Panel Frame for Introduction	Dimension: W900mm × D60mm × H2100mm Specification: Equivalent to the existing model or upgraded (wooden frame and ground coated with paint)	1unit	B
II-2	Display Panel Frame for Landscapes	Dimension: W900mm × D60mm × H2100mm Specification: Equivalent to the existing model or upgraded (wooden frame and ground coated with paint)	1unit	B
II-3	Display Panel Frame for Forest	Dimension: W5000mm × D60mm × H2100mm Specification: Equivalent to the existing model or upgraded (wooden frame and ground coated with paint)	1unit	B
II-4	Display Panel Frame for Wildlife	Dimension: W2450mm × D60mm × H2100mm Specification: Equivalent to the existing model or upgraded (wooden frame and ground coated with paint)	1unit	B
II-5	Display Panel Frame for the Masai and Human evolution	Dimension: W3600mm × D60mm × H2100mm Specification: Equivalent to the existing model or upgraded (wooden frame and ground coated with paint)	1unit	B
<III>	CONTENTS OF DISPLAY			
		The Tanzanian side is required to provide materials such as positive photographs, captions and block copies (pictures for printing plates) by February 28, 2010.		
III-1	Contents of Introduction Display	Material: Photographs, captions and block copies (pictures for printing plates) Specifications: Equivalent to the existing ones or upgraded (with small-sized panels for photographs and captions to be fitted)	1unit	C
III-2	Contents of Landscape Display	Material: Photographs, captions and block copies (pictures for printing plates) Specifications: Equivalent to the existing ones or upgraded (with small-sized panels for photographs and captions to be fitted)	1unit	C
III-3	Contents of Wildlife Display	Material: Photographs, captions and block copies (pictures for printing plates) Specifications: Equivalent to the existing ones or upgraded (with small-sized panels for photographs and captions to be fitted)	1unit	C
III-4	Contents of Forest Display	Material: Photographs, captions and block copies (pictures for printing plates) Specifications: Equivalent to the existing ones or upgraded (with small-sized panels for photographs and captions to be fitted)	1unit	C
III-5	Contents of Display of the Masai Tribe and Human Evolution	Material: Photographs, captions and block copies (pictures for printing plates) Specifications: Equivalent to the existing ones or upgraded (with small-sized panels for photographs and captions to be fitted)	1unit	C

No.	Description	Specification	Q'ty	Priority
<IV> VIDEO PROJECTION SYSTEM				
IV-1	Display (A)	Panel type: Plasma or LCD panel Screen size: 58" or more Aspect ratio : 16:9 Resolution: :1024 x 768 pixels or more w/display stand (with casters), Speakers x 2	1	A
IV-2	Display (B)	Panel type: Plasma or LCD panel Screen size: 42" or more Aspect ratio : 16:9 Resolution: :1024 x 768 pixels or more w/wall bracket,, Speakers x 2	1	A
IV-3	DVD Player	TV System: PAL Playable format: DVD +R/-R,+RW/-RW	2	A
IV-4	PA System	Type: portable type (consist of Speaker x2 and Powered Mixer) Output Power: 150W + 150W Maximum output level :110dB(1m) Microphone input channel:4 w/ Speaker stand x2, Mixer stand, Speaker cable x 2, Mic cable x2, AC Power cable with reel(30m)	1	A
IV-5	Dynamic Microphone	Element: Dynamic Polar Pattern : Cardioid w/Stand	2	A
IV-6	AVR	1.5kVA, Output voltage : 220V	2	B
<V> VIDEO & PHOTO SHOOTING SYSTEM				
V-1	Video Camera System		1set	A
-1	Video Camera	Imaging device: 3-chips 1/3-inch CCDs ,CMOS or equivalent, Effective picture elements: 1megapixels or more, Video format: PAL Recording device : semiconductor memory Mic input : (XLR-3pin female) x2 or more Lens : zoom lens x12 , auto/manual focus	(1)	
-2	Battery packs	rechargeable battery	(6)	
-3	AC adaptor/ charger	charging 4 batteries at a same time	(1)	
-4	Memory card	Capacity :16GB	(4)	
-5	Tripod		(1)	
-6	Chest stand		(1)	
-7	Stereo microphone	Stereo Microphone Shape :Gun type approx.250mm length w/wind screen	(1)	
-8	Windshield	consist of suspension, windshield and wind jammer	(1)	
-9	boom bar	adjustable length	(1)	
-10	Dynamic Microphone	polar pattern : cardioid	(1)	
-11	Mic cable	Length :5m	(1)	
V-2	Digital SLR Camera	Type : single lens reflex digital camera Image sensor : approx.23mm x 15 mm CMOS, total 1Mpixels Storage media : Compact Flash w/tripod	2	A
V-3	Wide Zoom Lens	Focus length : 20 - 30mm	2	A
V-4	Macro Lens	Focus length :50 mm	2	A
V-5	Zoom Lens (1)	Focus length :28 - 120 mm	2	A
V-6	Zoom Lens (2)	Focus length :200 - 400 mm	2	A
V-7	Telephoto Lens	Focus length :400 mm	2	A
V-8	Speed Light	Guide No. :45 or more	2	A
V-9	Portable GPS	Water proof Interface :USB	3	B
V-10	Non Linear Video Editing System		1set	A
-1	Video Editing Software		(1)	
-2	Desktop PC	CPU : Dual Core 2GHz Memory : 2GB Storage : 500GB I/O port :USB2.0, IEEE1394 w/keyboard, Mouse	(1)	
-3	LCD Monitor	19"	(2)	
-4	Digital Deck	For video library	(1)	
-5	UPS	Output Power Capacity :1.5kVA, Output voltage : 220V Runtime : 7min or more(500W)	(1)	
V-11	DVD Recorder	to be connected PC Media : DVD +R/-R,+RW/-RW	1	A

JAPAN'S GRANT AID

The Government of Japan (hereinafter referred to as “the GOJ”) is implementing the organizational reforms to improve the quality of ODA operations, and as a part of this realignment, a new JICA law was entered into effect on October 1, 2008. Based on the law and the decision of the GOJ, JICA has become the executing agency of the Grant Aid for General Projects, for Fisheries and for Cultural Cooperation, etc.

The Grant Aid is non-reimbursable fund to a recipient country to procure facilities, equipment and services (engineering services and transportation of the products, etc.) for economic and social development of the country under principles in accordance with the relevant laws and regulations of Japan. The Grant Aid is not supplied through the donation of materials as such.

1. Grant Aid Procedures

The Japanese Grant Aid is conducted as follows-

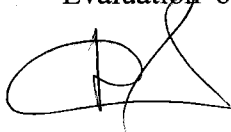
- Preparatory (Preliminary) Survey (hereinafter referred to as “the Survey”)
 - The Survey conducted by JICA
- Appraisal & Approval
 - Appraisal by the GOJ and JICA, and Approval by the Japanese Cabinet
- Determination of Implementation
 - The Notes exchanged between the GOJ and a recipient country
- Grant Agreement (hereinafter referred to as “the G/A”)
 - Agreement concluded between JICA and the recipient country
- Implementation
 - Implementation of the Project on the basis of the G/A

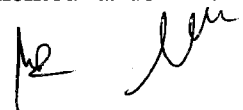
2. Preliminary Survey

(1) Contents of the Survey

The aim of the Survey is to provide basic documents necessary for the appraisal of the Project by JICA and the GOJ. The contents of the Survey are as follows:

- Confirmation of the background, objectives, and benefits of the Project and also institutional capacity of agencies concerned of the recipient country necessary for the implementation of the Project.
- Evaluation of the appropriateness of the Project to be implemented under the





Grant Aid Scheme from technical, financial, social and economic points of view.

- Confirmation of items agreed on by both parties concerning the basic concept of the Project.
- Preparation of a basic design (a list of equipment) of the Project.
- Estimation of costs of the Project.

The contents of the original request by the recipient country are not necessarily approved in their initial form as the contents of the Grant Aid project. The Basic Design (final equipment list for appraisal) of the Project is confirmed considering the guidelines of the Japan's Grant Aid scheme.

JICA requests the Government of the recipient country to take whatever measures are necessary to ensure its self-reliance in the implementation of the Project. Such measures must be guaranteed even though they may fall outside of the jurisdiction of the organization in the recipient country actually implementing the Project. Therefore, the implementation of the Project is confirmed by all relevant organizations of the recipient country.

(2) Selection of Consultants

For smooth implementation of the Survey, JICA uses (a) registered consulting firm(s). JICA selects (a) firm(s) based on proposals submitted by interested firms.

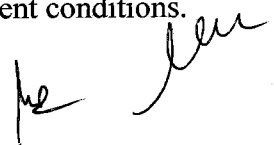
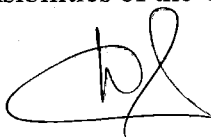
(3) Result of the Survey

The Report on the Survey is reviewed by JICA, and after the appropriateness of the Project is confirmed, JICA recommends the GOJ to appraise the implementation of the Project.

3. Japan's Grant Aid Scheme

(1) The E/N and the G/A

After the Project is approved by the Cabinet of Japan, the Exchange of Notes (hereinafter referred to as "the E/N") will be signed between the GOJ and the Government of the recipient country to make a pledge for assistance, which is followed by the conclusion of the G/A between JICA and the Government of the recipient country to define the necessary articles to implement the Project, such as payment conditions, responsibilities of the Government of the recipient country, and procurement conditions.



(2) Selection of Consultants

The consultant firm(s) used for the Survey will be recommended by JICA to the recipient country to also work on the Project's implementation after the E/N and the G/A, in order to maintain technical consistency.

(3) Eligible source country

Under the Japanese Grant Aid, in principle, Japanese products and services, including transportation, or those of the recipient country are to be purchased. When JICA and the Government of the recipient country or its designated authority deem it necessary, the Grant Aid may be used for the purchase of the products or services of a third country. However, the prime contractors, namely, constructing and procurement firms, and the prime consulting firm are limited to "Japanese nationals."

(4) Necessity of "Verification"

The Government of the recipient country or its designated authority will conclude contracts denominated in Japanese yen with Japanese nationals. Those contracts shall be verified by JICA. This "Verification" is deemed necessary to secure accountability to Japanese taxpayers.

(5) Major undertakings to be taken by the Government of the Recipient Country

In the implementation of the Grant Aid Project, the recipient country is required to undertake such necessary measures as Annex-3.

(6) "Proper Use"

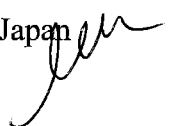
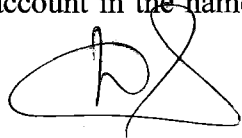
The Government of the recipient country is required to maintain and use the facilities constructed and the equipment purchased under the Grant Aid properly and effectively and to assign staff necessary for this operation and maintenance as well as to bear all the expenses other than those covered by the Grant Aid.

(7) "Export and Re-export"

The products purchased under the Grant Aid should not be exported or re-exported from the recipient country.

(8) Banking Arrangements (B/A)

- a) The Government of the recipient country or its designated authority should open an account in the name of the Government of the recipient country in a bank in Japan



(hereinafter referred to as "the Bank"). JICA will execute the Grant Aid by making payments in Japanese yen to cover the obligations incurred by the Government of the recipient country or its designated authority under the Verified Contracts.

- b) The payments will be made when payment requests are presented by the Bank to JICA under the Authorization to Pay (A/P) issued by the Government of the recipient country or its designated authority.


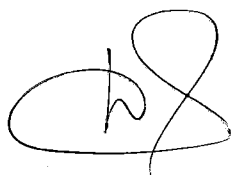
(9) Authorization to Pay (A/P)

The Government of the recipient country should bear an advising commission of the Authorization to Pay and payment commissions to the Bank.

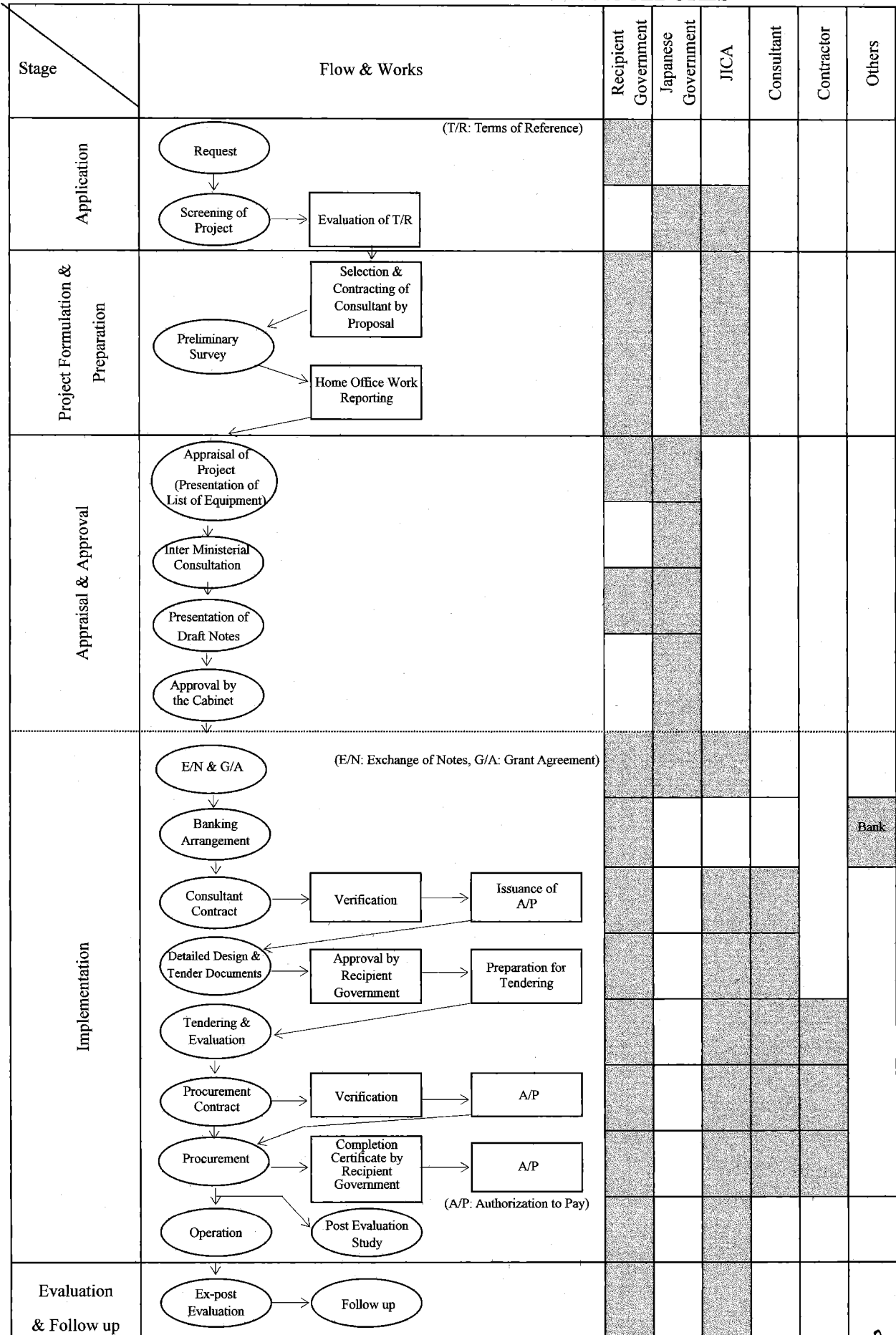
(10) Social and Environmental Considerations

A recipient country must ensure the social and environmental considerations for the Project and must follow the environmental regulation of the recipient country and JICA socio-environmental guideline.

(End)



FLOW CHART OF JAPAN'S GRANT AID PROCEDURES



RZ

G

ho
lu

Major Undertakings to be taken by the recipient government

NO	Items	To be covered by the Grant	To be covered by the Recipient
1	To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the Banking Arrangement		●
	1) Advising commission of Authorization to Pay		●
	2) Payment commission		●
2	To ensure prompt unloading and customs clearance at ports of disembarkation in the recipient country and to assist internal transportation of the products therein		●
	1) Marine(Air) transportation of the products from Japan to the recipient country	●	
	2) Internal transportation from the ports of disembarkation to the project site	●	
3	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the recipient country with respect to the purchase of the products and the services be exempted.		●
4	To accord Japanese nationals whose services may be required in connection with the supply of the products and the services under the verified contract such facilities as may be necessary for their entry into the recipient country and stay therein for the performance of their work		●
5	To ensure that the facilities and the equipment be maintained and used properly and effectively for the implementation of the Project		●
6	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project		●




キルギス国

スポーツ庁柔道器材整備計画

調査結果概要

	頁
プロジェクト位置図	
写真	
1. プロジェクトの背景・経緯 -----	1
(1) 調査の背景・目的 -----	1
2. 我が国の関連分野への協力 -----	1
(1) 我が国の関連分野への協力 -----	1
(2) 他のドナー国・機関の援助動向 -----	1
3. プロジェクトの実施体制 -----	1
(1) 組織 -----	1
(2) 財政状況 -----	5
(3) 技術水準 -----	6
(4) 既存施設・器材 -----	6
4. プロジェクトの内容 -----	8
(1) プロジェクトの概要 -----	8
1) 上位計画 -----	8
2) 当該セクターの現状 -----	8
3) プロジェクトの目的 -----	12
(2) プロジェクトの基本計画 -----	12
1) 設計方針 -----	12
2) 基本計画（器材計画）-----	12
3) 器材等調達計画 -----	15
4) 器材据付及び操作指導 -----	15
5) 国内輸送 -----	15
6) 事業実施工程表 -----	15
(3) 相手国側負担事項 -----	17
(4) 運営維持管理 -----	17
(5) 実施に当たっての留意事項 -----	17
キルギス柔道連盟の組織としての存続性と「キ」国政権の安定化 -----	17

XVIII

5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果 -----	17
(1) プロジェクトの効果 -----	17
1) 直接効果 -----	17
2) 間接効果 -----	18
(2) 課題・提言 -----	18
1) 日本の柔道指導者の派遣 -----	18
2) 我が国支援に係る広報について -----	18
(3) プロジェクトの妥当性 -----	18
6. 付属資料 -----	19
(1) 調査団員・氏名 -----	19
(2) 調査行程 -----	19
(3) 関係者(面会者)リスト -----	20
(4) 討議議事録 -----	21

プロジェクト位置図：キルギス共和国

The Caucasus and Central Asia



キルギス共和国

(出典：University of Texas Libraries)

ビシュケク市 (カバ・ウウル・コジヨム
クル・スポーツパレス他3サイト) ↓



(出典：University of Texas Libraries)

写真



写真-1：カバ・ウウル・コジョムクル・スポーツパレス外観。

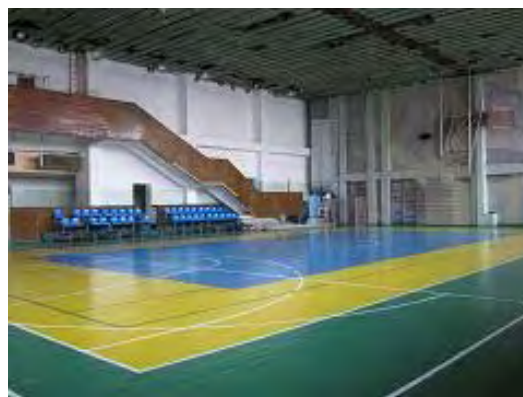


写真-2：左写真室内競技場。要請した試合用畳は横一列で5セット使用される予定。



写真-3：ビシュケク市青少年オリンピックスポーツ学校の建物。老朽化しているが中は暖房が利いており室内競技が可能である。



写真4：同学校の柔道場。畳を導入した場合は柔道専用場として畳は常時敷き詰めておく予定である。



写真-5：同学校ではレスリング用マットを代用して柔道の練習をしている。



写真6：スポーツ庁内一本スポーツクラブ。ロシア製の新しい畳を使用している。



写真-7：トクモク市青少年スポーツ学校の競技場がある建物の外観。



写真-8：同学校の柔道場になる予定の競技場。畳を調達した場合は常時敷き詰められる予定。



写真-9：同学校の現在の練習用道場。レスリング用の中国製マットを使用して練習している。

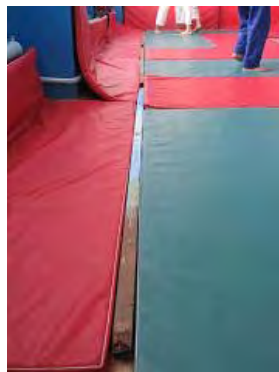


写真-10：同学校道場の畳は木枠で固定している。



写真-11：キルギス柔道連盟本部ジゴロー・カノンスポーツクラブの入り口。



写真-12：同外観、中庭より。手前に古いトレーニング用器材があるが冬は使用されていない。



写真-13：キルギス柔道連盟の学生寮になる予定の建物の2階。1階部分は現在倉庫として使用されている。



写真-14：キルギス柔道連盟の縫製工場になる予定の建物。2010年中に内装の工事が実施される予定である。



写真-15：柔道連盟の道場に設置されたロシア製の畳。新規の畳が整備された後は、地方の道場に移設される予定。



写真-16：同左の練習風景。女性コーチ指導の授業。

1. プロジェクトの背景・経緯

(1) 調査の背景・目的

キルギス共和国（以下「キ」国という。）では、サッカー、レスリング、ボクシングと並んで柔道は国民に非常に人気の高いスポーツであり、体育スポーツ庁（以下「スポーツ庁」という。）の活動計画の中でも柔道振興は重要な位置を占めている。キルギス柔道連盟はスポーツ庁傘下の組織であり、「キ」国における柔道の普及・振興を目的に1991年に創設された。「キ」国から輩出された柔道選手はアジア及び世界レベルの試合で好成績を挙げており、キルギス柔道連盟はそれら柔道選手の育成や強化を担っている。同連盟はビシュケク市内の本部に道場を持ち、ジゴロー・カノースポーツクラブとして柔道を指導する活動を行っている。「キ」国は現在まで全国におよそ30の道場、クラブ、競技場を整備しているが、それら道場・クラブの中には、畳の代わりにレスリング用マットで練習を行ったり、公式試合の際には畳を有する数ヶ所の道場より試合会場に畳を移送して試合を行う等、同連盟が管理する柔道器材のなかでも特に試合用、練習用の畳が足りない状況にある。上記背景から、「キ」国における柔道環境及びキルギス柔道連盟の活動状況の確認、一般文化無償による協力の可能性・妥当性、適切な協力内容を検討するため、本調査を実施した。

2. 我が国の関連分野への協力

(1) 我が国の関連分野への協力

特になし。

(2) 他のドナー国・機関の援助動向

特になし。

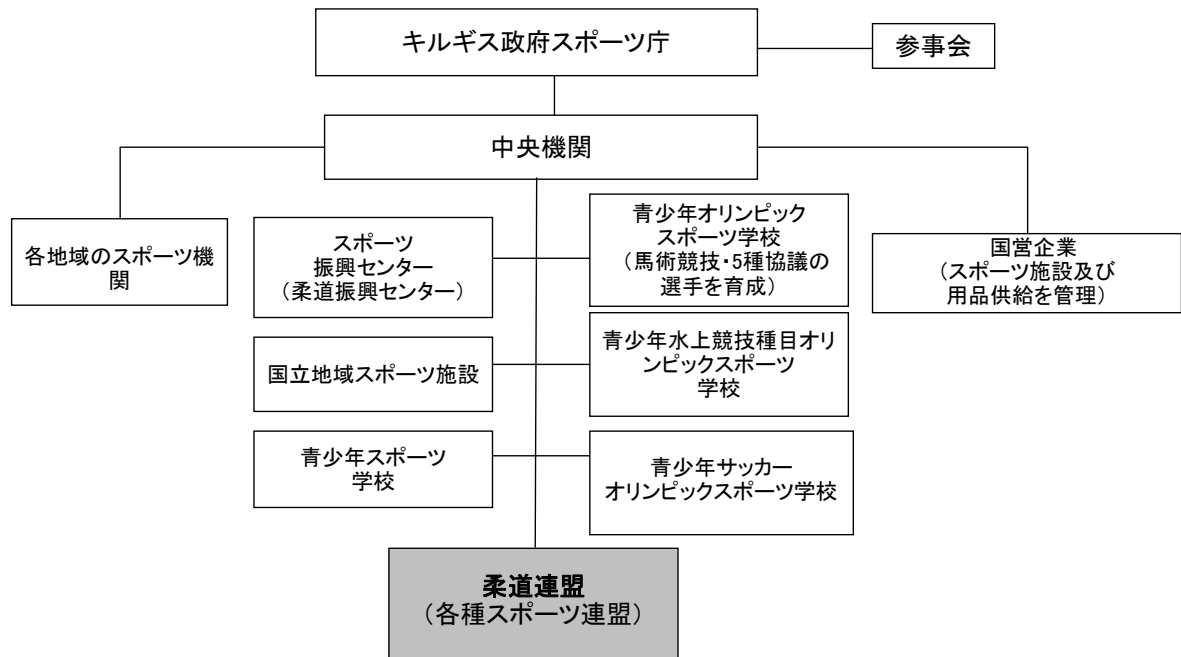
3. プロジェクトの実施体制

(1) 組織

本プロジェクトの主管官庁はスポーツ庁、実施機関はキルギス柔道連盟である。スポーツ庁は柔道を含めスポーツ全般の振興に関する方針を決定している。実施機関である同連盟は、1991年に創設され、スポーツ庁の傘下で「キ」国における柔道の更なる普及、発展などを目標に掲げ、地方・州レベル、学校レベルにおけるクラブ活動の監督、青少年および成人の柔道愛好家の日常の指導、国家選抜選手の育成、国内・国際大会の開催、また他国の柔道連盟との友好促進、柔道場の管理等といった活動を行っている。スポーツ庁の管轄下には、同連盟の他に柔道振興センターがあるが、同センターは、柔道の振興のために設立された国家機関で、主に「キ」国柔道チームのオリンピックなどの国際大会の参加費の支援を行っている。

キルギス柔道連盟は現在全国におよそ30の道場、クラブを有し、2008年は1,000人だった柔道愛好者の数は2009年には約3倍の3,000人へと急増しており、「キ」国における柔道人気は高まってきている。

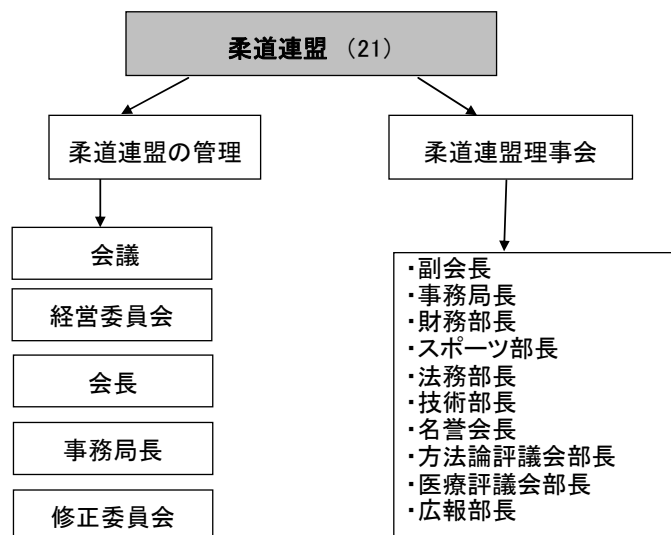
スポーツ庁及びその下部機関の組織図は、図-1 のとおりである。



(出典：キルギス柔道連盟提出資料)

図-1 スポーツ庁及びその下部機関の組織図

キルギス柔道連盟の組織図は図-2 のとおりである。キルギス柔道連盟本部はビシュケク市内にあるジゴロー・カノースポーツクラブを拠点としており、スタッフは会長 2 人以下役員 6 人、常勤職員は 13 人である。



(出典：キルギス柔道連盟提出資料)

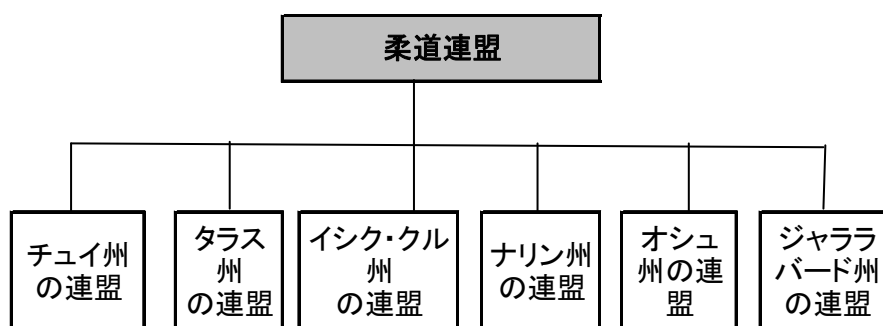
図-2 キルギス柔道連盟組織図

XVIII

キルギス柔道連盟の役員は、会長にバキーエフ氏（キルギス国家安全委員会参事官）とケルディベコフ氏（キルギス税務署議長）、副会長に同国家安全委員会議長、同防衛安全法秩序問題に関する国家参事官、同国家税関第1副議長、同国家議員、同議会予算財務委員会副議長、そして、事務局長にスポーツ庁の副長官であるコンガンティエフ氏といったように、いずれも政府の要職にある要人が役員を務めている。会長のバキーエフ氏の父親は2010年4月のクーデターで失脚した前大統領で、政権もオトゥンバエフ臨時政権に移行しているが、キルギス柔道連盟の役員はバキーエフ会長を含めて現在も変わらず在籍している（2010年5月現在）。

キルギス柔道連盟の役員は段を取得し、自らコーチとして教えている者や、同連盟の活動に寄付を行っている役員もおり同連盟の活動に大きく貢献している。

キルギス柔道連盟と地方における州の柔道連盟との関係は図-3のとおりである。



（出典：キルギス柔道連盟提出資料）

図-3 キルギス柔道連盟と地方の柔道連盟との関係図

各クラブでは、スポーツ庁管轄下のスポーツ選手・指導者養成学校である青少年オリンピックスポーツ学校や青少年スポーツ学校の卒業生や、キルギス柔道連盟から派遣されたコーチが指導に当たっており、キルギス柔道連盟本部と密に連携を図りながら活発な活動をしている。国内選抜大会は年に1回程度、ビシュケク市で開催され、同大会を経て「キ」国代表選手が選ばれ、表-1のとおり年に数回国内・国際大会に参加している。キルギス柔道連盟所属の選手はいずれの大会においても優秀な成績を修めており、キルギス柔道連盟は実力と組織力を兼ね備えた組織であるといえる。

表-1 過去3年間の国内・国際大会参加実績

2007年		国際大会		*印は女子選手
時期	大会名	開催地	成績	
5月	アジア柔道チャンピオンシップ	クウェート	Babaev Danil (ハバエフ ダニエル) 3位(90キロ級)	
	アジア青年柔道チャンピオンシップ		Marazykov Davron (マラジコフ ダフロン) 3位(55キロ級) Djanagulov Talant (ジダジヤナゴロフ タラント) 2位(100以上キロ級)	
2008年		国際大会		成績
時期	大会名	開催地		
3月	ジョノソフ国際大会	カザフスタン (アルマトイ)	Babaev Danil (ハバエフ ダニエル) 3位(90キロ級)	
4月	アジア柔道チャンピオンシップ	韓国 (チェジュ)	Mantobetov Alisher (マントベトフ アリシエル) 7位(66キロ級)	
			Djanagulov Talant (ジダジヤナゴロフ タラント) 5位(100以上キロ級)	
			*Proskurakova Elena (プロスクラコワ エレナ) 5位(78キロ級) *Kakharova Dinara (カカロワ ディナラ) 7位(78キロ以上級)	
7月	アジア青年柔道チャンピオンシップ	イエメン	Sabirov Avaz (サビロフ アバズ) 3位(ジュニア81キロ級)	
			*Sainova Guljan (サイノヴァ グルジャン) 2位(青年57キロ級)	
			*Kaharova Dinara (カハロワ ディナラ) 2位(63キロ級)	
			Mamedov Chingiz (マメドフ チンギズ) 5位(90キロ級) Djanagulov Talant (ジダジヤナゴロフ タラント) 5位(100以上キロ級)	
7月	アジアジュニア青年柔道チャンピオンシップ	イエメン	Rysmambetov Bektur (リスマンベトフ ベクトル) 5位(46キロ級)	
			Usenov Tariel (ウセノフ タリエル) 3位(66キロ級)	
			Krakveskiy Yuriy (クラクベスキ ユリイ) 3位(100キロ級)	
9月	南カザフスタン連盟杯	カザフスタン (シムケント)	Mamedov Chingiz (マメドフ チンギズ) 2位(90キロ級)	
2009年		国内・国際大会		成績
時期	大会名	開催地		
3月	ニューヨークオープン	ニューヨーク	Mantobetov Alisher (マントベトフ アリシエル) 3位(66キロ級)	
3月	国際大会	カザフスタン (バブロダル)	*Isakova Elena (イサコバ エレナ) 3位(57キロ級)	
			Bayalinov Islam (バイリノフ イスラム) 1位(66キロ級)	
			Djusupov Alimbek (ジュスポフ アリムベック) 3位(90キロ級)	
			Krakoveskiy Yuriy (クラクベスキ ユリイ) 2位(100キロ級)	
			Marazykov Akram (マラジコフ アクラム) 3位(100以上キロ級)	
5月	南カザフスタン杯	カザフスタン	Tursunaliyev Ruslan (トゥルヌナリエフ ルスラム) 2位(60キロ級)	
5月	アジア柔道チャンピオンシップ	台湾 (台北)	Kubakaev Azat (クバカエフ アザット) 3位(66キロ級)	
			Kinazarov Zholdoshk (キナザロフ ゾルドシク) 5位(81キロ級)	
7月	JIKJI 杯国際柔道トーナメント	韓国 (チョンジュ)	Djanibek Uulu Ruslan (ジヤニベック ウウル ルスラン) 3位(66キロ級) Krakoveskiy Yuriy (クラクベスキ ユリイ) 3位(100以上キロ級)	
8月	カデットワールドカップ (ジュニア)	ハンガリー (ブダペスト)	Togtoganov Bolot (トクトゴノフ ボロット) 7位(90キロ級)	
9月	国際大会	カザフスタン (ウストカメノゴルスク)	*Momunova Meerim (モムノワ ミーリム) 1位	
			Mamedov Chingiz (マメドフ チンギズ) 1位(90キロ級)	
			Krakoveskiy Yuriy 3位(100以上キロ級)	
11月	アジアジュニア青年柔道チャンピオンシップ	レバノン (バイルート)	Shakirbek Uulu Alisher (シャキルベック ウウル アリシエル) 2位(66キロ級)	
			Togtoganov Bolot (トクトゴノフ ボロット) 3位(90キロ級)	
			*Momunova Meerim (モムノワ ミーリム) 2位(57キロ級)	
			Djanybek Uulu Ruslan (ジヤニベック ウウル ルスラン) 3位(66キロ級) Krakoveskiy Yuriy (クラクベスキ ユリイ) 3位(100キロ級)	
11月	キルギス柔道連盟会長杯	キルギス (ビシュケク)	Maraykov Davran (マライコフ ダフラン) 1位(60キロ級)	
			Djanibek Uulu Ruslan (ジヤニベック ウウル ルスラン) 2位(66キロ級)	
			Hilou Ramazan (ヒロウ ラマザン) 1位(73キロ級)	
			Kubakaev Azat (クバカエフ アザット) 2位(73キロ級) Krakoveskiy Yuriy (クラクベスキ ユリイ) 1位(100以上キロ級)	

(出典：キルギス柔道連盟提出資料)

(2) 財政状況

1) 財政状況

キルギス柔道連盟の予算は表-2のとおりである。収入は、各クラブの指導料と同連盟役員及びスポンサーからの寄付金により成り立っている。支出の主な内訳は、国内大会開催費及びチームの大会参加費と各クラブのコーチの人件費である。国際試合や海外遠征の際の費用はスポーツ庁直轄の柔道振興センターが負担している。2010年計画の収入における政府予算、スポンサーからの寄付の金額は未定であるが、キルギス柔道連盟役員、スポンサーからは引き続き安定した寄付が見込める予定である。2008年から2009年にかけて人件費が増加しているが、これは柔道人口の増加に伴いコーチの数が2008年の30人から2009年の63人に増加したことや、また、一人のコーチが複数のクラブで指導する必要も出てきたため、コーチ一人当たりの人件費が増加したことによるものである。

表-2 キルギス柔道連盟予算

(単位：キルギスソム)

	2008年度 (実績)	2009年度 (実績)	2010年度 (計画)
収入			
政府予算		275,981	
柔道の指導料	202,600	552,690	500,000
連盟役員からの寄付	629,000	934,000	550,000
スポンサーからの寄付		446,449	-
その他		1,600	-
合計	831,600	2,210,720	1,050,000
支出			
人件費	81,040	385,656	250,000
電気代	5,168	26,147	25,000
電話代等通信費	33,750	36,485	35,000
暖房代	29,200	42,839	40,000
施設管理費(オフィス、道場の装備)	600,534	8,400	-
簿記サービス、税金		23,519	20,000
器材維持費(メンテナンス、改装代)	28,698	139,858	150,000
国内大会開催費及びチームの 大会参加費	21,660	1,446,762	-
事務用品購入費	30,577	100,716	50,000
合計	830,627	2,210,382	570,000

注) 予算執行期間は、1月から12月まで。

(出典：キルギス柔道連盟提出資料)

(3) 技術水準

キルギス柔道連盟に所属している 63 人の指導者（コーチ）はいずれも有段者である。所属選手の主な大会実績については表-1 に掲載したとおりである。

各クラブや学校のコーチは全て有段者であり、10 年から 30 年の指導経験を有している。また各クラブには、国内、国際大会において上位入賞しているコーチが 1 人以上所属している。そのため、指導者の技術水準には問題がないと思われる。

(4) 既存器材・器材

キルギス柔道連盟が保有する既存器材は主に柔道畳とレスリングマットのみであり、表-3 のとおりである。

ロシア製の新しい畳が導入されているクラブ及び学校では、練習環境において特に問題は無い。しかし、畳が整備されていないクラブではレスリング用の古いマットを代用して使用していたり、畳はあっても表面が破損したり、波打ったりして老朽化しているものが多く、ほころびを繕って修復する等の努力はなされているものの、適切な練習環境とは言い難い。

表-3 既存器材リスト

	クラブ・学校名と所在地	道場の広さ	道場床の現状		利用者数
			畳の数	マットの数	
1	<u>カバ・ウウル・コジョムクル・スポーツパレス 室内競技場</u> チュイ州ビシュケク市	22.7*67	——	——	300 人
2	<u>ビシュケク市青少年オリンピックスポーツ学校</u> チュイ州ビシュケク市	20.7*60m 競技場 10*8m 道場	——	70 枚・旧	120 人
3	<u>スポーツ庁内一本スポーツクラブ</u> チュイ州ビシュケク市	18*12m	124 枚・※	——	500 人
4	<u>トクモク市青少年スポーツ学校</u> チュイ州トクモク市	17.5*41.5m 競技場 15*8m 道場	——	30 枚・新	72 人
5	<u>キルギス柔道連盟本部 ジゴロー・カノースポーツクラブ</u> チュイ州ビシュケク市	18*8m	136 枚・※	——	400 人
6	スポーツクラブダイナモ (ビシュケク市内務省センターの体育館) チュイ州ビシュケク市	30*15m	138 枚・※	——	400 人

XVIII

	クラブ・学校名と所在地	道場の広さ	道場床の現状		利用者数
			畳の数	マットの数	
7	青少年柔道専門学校 チュイ州ビシュケク市	10*6m	56 枚・※	_____	180 人
8	国立キルギススポーツアカデミーの 体育館 チュイ州ビシュケク市	10*6m	64 枚・※	_____	100 人
9	カラコル市スポーツクラブの体育館 イシク・クル州カラコル市	15*8m	98 枚・※	_____	120 人
10	ナリン市 8 番学校の体育館 ナリン州ナリン市	8*17m	(上にビニールシート)	30 枚・旧	
11	タシポロットスポーツ学校 ジャララバード州マイリスー市	8*18m	136 枚・※	_____	100 人
12	バイティク村専門学校の体育館 チュイ州バイティク村	12*8m	51 枚・※	_____	50 人
13	ヴォロンツォフカ村(タシュドボ村) 専門学校の体育館 チュイ州ヴォロンツォフカ村	12*8m	_____	85 枚・旧	50 人
14	オシュ市道場 オシュ州オシュ市	18*12m	98 枚・※	_____	100 人
15	ケゲティ村スポーツクラブ オシュ州ケゲティ村	6*14m	(上にビニールシート)	26 枚・旧	
16	アルガ村文化会館の体育館 チュイ州アルガ村	12*6 m	(上にビニールシート)	42 枚・旧	50 人
17	カラバルタ市学校の体育館 チュイ州カラバルタ村	9*26m	(上にビニールシート)	76 枚・旧	40 人
18	10 番学校の体育館 チュイ州ビシュケク市	4, 5*17 m	_____	44 枚・旧	50 人
19	1 番専門学校の体育館 チュイ州ショポコフ市	15*24m	38 枚	_____	45 人
20	ストロングスポーツクラブ チュイ州ビシュケク市	10*24m	110 枚	_____	100 人
21	ビシュケク市 カラサエブビシュケク 人文大学の体育館 チュイ州ビシュケク市	6*15m	(上にビニールシート)	50 枚・旧	40 人

	クラブ・学校名と所在地	道場の広さ	道場床の現状		利用者数
			畳の数	マットの数	
22	オシユ市アリシユスポーツ保養施設の 体育館 オシユ州オシユ市	20*30m	——	216枚(3セ ット)旧	100人
23	チョボンアタ市児童リハビリセンター の体育館 チュイ州	14*25m	——	72枚 (1セット)	50人
24	ジラミッシュ村中学校の体育館 チュイ州	9*14m	(上にビニール シート)	30枚	50人
25	ビシユケク市アラトゥー地域の体育館 チュイ州ビシユケク市	8*10m	不明	不明	
26	ストウシヨール道場 チュイ州		72枚・※新	——	30人
27	スポーツクラブケンケン チュイ州ケゲティ村		——	25枚	33人
28	K.・バガリエフウズン青少年スポーツ 学校 チュイ州		——	72枚 (1セット)	42人
29	シティコフ道場 チュイ州		72枚・※新	——	32人
30	文化スポーツアカデミー チュイ州		36枚・※新	——	40人
	合計		1,229枚	868枚	3,194 人

下線を付したクラブ、学校は本プロジェクトの対象サイト

※は新しいロシア製の畳を指す。

(出典：キルギス柔道連盟提出資料)

4. プロジェクトの内容

(1) プロジェクトの概要

1) 上位計画

国家開発計画の一つとして位置付けられているスポーツ振興政策。

2) 当該セクターの現状

「キ」国において国家が優先するスポーツにはレスリング、ボクシング、陸上競技、重量挙げ、柔道の5つがあり、中でも柔道は今後の発展が期待される種目の一つで人気が高い。

柔道人気の高まりに伴って、「キ」国では柔道選手の実力も向上してきており、1996年から2009年まで、オリンピック大会および国際大会に選手を派遣し、優秀な成績を収めている。1996年の

アトランタオリンピックでは男女各 1 人の計 2 人、2000 年のシドニーオリンピックでは男子 3 人（うち 1 人が銅メダル取得）、女子 2 人の計 5 人、2004 年のアテネオリンピックでは男子 1 人、2008 年の北京オリンピックでは男女各 1 人の計 2 人がそれぞれ出場しており、近年は大きな国際大会に継続して有力選手を輩出し続けている。

一方で、国内における柔道普及の面では、地方の青少年のスポーツによる教育振興のため、2007 年よりビシュケク以外の地方各州（バトケン、カラコル、ジャララバード、オシュ等）に新しい柔道場を建設しており、ビシュケク市内においては、法学アカデミーとして使用されていた建物を改装し新たに道場を作る予定である。また大学生レベルの選手強化を目指すため、キルギススポーツ大学に柔道学部を創設する計画も立てている。また、キルギス柔道連盟では 2010 年 2 月に公式ホームページ¹を開設し、今後の連盟の活動及び同国内外での柔道活動の広報にも努めている。

キルギス柔道連盟はこうした活動を展開しながら、「キ」国が将来、中央アジアにおける柔道の中心として発展していくことを目標にしており、柔道連盟の組織が強化されているウズベキスタン、カザフスタンと提携し、同連盟の組織力が弱いタジキスタン、トルクメニスタンを支援できるような組織となることを目指している。

このように柔道普及に向けて、活動を展開している「キ」国の柔道連盟であるが、その一方で、一般の柔道愛好家が日々活動を行うビシュケク市内を始めとして国内の多くの道場及びクラブでは国際大会などの公式試合用の畳が足りない状況である。一部の道場には同連盟が配布したロシア製の畳が設置されてはいるものの、全体的に畳の数は不足している状況にある。畳のない道場、クラブでは畳に替えてスポンジや中国製のマットの上にビニールシートを敷いた場所での練習を余儀なくされており、満足な練習ができない状況にある。

調査対象サイトの学校及びクラブの活動状況は以下のとおりである。

A) キルギス柔道連盟本部ジゴロー・カノースポーツクラブ

キルギス柔道連盟は 1991 年に設立されてから今日まで、オリンピックやその他の国際大会に出場する柔道選手の強化訓練に力を注いでいるだけでなく、地方の青少年に対する柔道の訓練指導と柔道器材及び柔道着等の支援を行っている。また、連盟本部の主任コーチによる審判の育成も行っており、現在まで約 10 人の審判員が国際柔道連盟（IJF）の資格を取得した。各道場および学校施設の練習場の運営はキルギス柔道連盟が行っており、活動情報を全て把握している。キルギス柔道連盟はビシュケク市内に成人および青少年の訓練指導用の道場を有し、今後青少年の寄宿用の寮と柔道着の縫製工場²を敷地内に設立する予定である。年間を通じて約 300 人の青少年及び選手の育成を行っている。

キルギス柔道連盟本部ジゴロー・カノースポーツクラブの練習生は子供から成人まで約 400 人おり、活動状況は表-4 のとおりである。柔道クラスの授業料は月額 500 ソム（約 12 米ドル、1 米ドル≒43 ソム）である。現在同道場ではロシア製の新しい畳 136 枚を使用しており、畳を最大 2 セット（72 枚/セット）設置することが可能な広さを持っている。

¹ 同連盟公式ホームページ： <http://www.judo.kg/>

² 縫製工場の着工は 2009 年 12 月で、2010 年 12 月に完工する予定である。

同クラブでは国内チャンピオンシップ及びアジア大会等の国際大会に参加するための選手の強化訓練と青少年や子供への柔道指導、審判の育成を実施している。

表-4 練習時間割（キルギス柔道連盟本部ジゴロー・カノースポーツクラブ）

コーチ名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
Seitkaziev A.		7.30-9.00		7.30-9.00		7.30-9.00
Kaziev T.		15.30-17.00		15.30-17.00		15.30-17.00
Ibragimov E.	9.00-10.30		9.00-10.30		9.00-10.30	
Kuligina N.		14.00-15.30		14.00-15.30		14.00-15.30
		17.00-18.30		17.00-18.30		17.00-18.30
Gorshkov A.	14.00-15.30	18.30-20.00	14.00-15.30	18.30-20.00	14.00-15.30	18.30-20.00
Rayskiy I.	15.30-17.00	9.00-10.30	15.30-17.00	9.00-10.30	15.30-17.00	9.00-10.30
	17.00-18.30		17.00-18.30		17.00-18.30	
Kuligina Yu.	7.30-9.00		7.30-9.00		7.30-9.00	

（出典：キルギス柔道連盟提出資料）

B) ビシュケク市カバ・ウウル・コジョムクル・スポーツパレス

カバ・ウウル・コジョムクル・スポーツパレス（以下「同スポーツパレス」と言う。）は1974年に旧称レーニン・スポーツパレスとして設立され、1994年に現在の名称に変更された。スポーツ庁管轄の室内競技場であり、ビシュケク市内の中央に位置し利便性も高い。この施設では、ふだんは柔道の練習などは行われておらず、国内選抜大会、ビシュケク市選手権大会、キルギス青少年チャンピオンシップ、柔道フェスティバル等、年平均8回程度開催される大きな大会の時だけ、外部の施設から畳を持ち込んで大会を開催している。同スポーツパレス内の室内競技場は約300人から400人の観客を収容でき、競技場の広さは畳を最大5セット（98枚/セット）設置することが可能である。また、劇場を併設しており、劇場のステージを使用して柔道を含むスポーツ競技の大会が開催される場合もある。劇場の観客収容数は最大で2,000人である。同スポーツパレスの室内競技場は、「キ」国の柔道関連施設の中で最大であり、スポーツ庁及びキルギス柔道連盟は今後室内競技場において国内選抜大会、ビシュケク市選手権大会、キルギス青少年チャンピオンシップ、柔道フェスティバルといった国内外の大会を開催することを視野に入れている。同競技場で2009年に実施された柔道大会の開催実績は6回である。

C) ビシュケク市青少年オリンピックスポーツ学校

同校は1971年に設立され、スポーツ教育に特化した学校教育を実施している。全校生徒は13歳から18歳までの約350人であり、フリースタイルレスリング、グレコローマンレスリング、重量挙げ、ボクシング、サッカー、陸上競技、器械体操、水泳、柔道の9種目のスポーツのいずれかを専攻している。現在柔道場として使用している室内競技場には13年前に設置した格闘技用のマット70枚が設置されており、柔道の他各種格闘技の練習にも使用されている。また、畳を最大2セット（98枚/セット）設置することが可能な広さを持っている。今後柔道用の畳が設置された場合は、この競技場を柔道専用の練習場とし、他の各種格闘技は別の競技場に移動して練習させ

る予定である。同校において、現在柔道を専攻している生徒は 32 人で、コーチ 2 人が指導をしている。しかし、柔道用の畳が不足していることから、同校で年 1 回開催される国内大会の折には、柔道畳をビシュケク市内の他の道場からここに移送して使用せざるをえない状況にある。

表-5 練習時間割（ビシュケク市青少年オリンピックスポーツ学校）

コーチ名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
Sharshenov A.	8.00-12.00	8.00-12.00		8.00-12.00	8.00-12.00	
Kladnov S.	16.00-20.00	16.00-20.00	8.00-12.00	16.00-20.00	16.00-20.00	8.00-12.00

（出典：キルギス柔道連盟提出資料）

D) スポーツ庁内一本スポーツクラブ（ビシュケク市）

同スポーツクラブはスポーツ庁の建物の中にある室内競技場を使用して活動をしている。設立は 1996 年で、年間利用者はおよそ 500 人である。コーチは 8 人いてビシュケク市内外の青少年及び強化選手の指導を行っている。同クラブにはキルギス柔道連盟より配布された新しいロシア製の畳 124 枚が設置されているが、畳を最大 2 セット（98 枚/セット）設置することが可能な広さを持っている。同クラブでは国内ジュニア大会を年 4～5 回開催しているが、試合用の公式畳が導入された場合は大会数も増加することが見込まれる。

表-6 練習時間割（スポーツ庁内一本スポーツクラブ）

コーチ名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
Kulubaev T.	8.00-9.30		8.00-9.30		8.00-9.30	
	19.30-21.00		19.30-21.00		19.30-21.00	
Minstryukov S.	17.30-19.30	17.30-19.30		17.30-19.30	17.30-19.30	16.00-17.30
		16.00-17.30		16.00-17.30		
Kaziev T.		19.30-21.00		19.30-21.00		19.30-21.00
Zavrajniy I.	9.30-11.00		9.30-11.00		9.30-11.00	
	16.00-17.30		16.00-17.30		16.00-17.30	
Israilov T.		9.30-11.00		9.30-11.00		9.30-11.00
		14.30-16.00		14.30-16.00		14.30-16.00
Smailov A		8.00-9.30		8.00-9.30		8.00-9.30
Juldibin V.	14.30-16.00		14.30-16.00		14.30-16.00	
Duishenbekov T.			17.30-19.00			17.30-19.00

（出典：キルギス柔道連盟提出資料）

E) トクモク市青少年スポーツ学校

首都のビシュケク市から東に 70km 離れた場所にあるトクモク市はスポーツ振興を市の目標に掲げているが、同校は 1976 年に設立され、全校生徒は 10 歳から 20 歳まで 800 人おり、16 種類のスポーツを指導している。その中で、現在柔道を専攻している生徒は 72 人おり、2 人のコーチ

XVIII

が指導している。既存器材はレスリング用マット 30 枚のみであるが、過去に同校の大体育館で柔道大会を開催した実績もあり、畳を最大 3 セット（98 枚/セット）設置できるほどの広さを持っている。同校では本案件が採択された場合には、同体育館を柔道専用の体育館にし、2 階部分に試合を観覧可能な客席を市の費用で設置する予定である。また、ビシュケク市より指導コーチを招聘し、柔道専攻の生徒を 200 人にまで拡大する計画を有している。

また、同校では整備された新しい畳を利用して、ナリン、チュイ、イシク・クル州からの練習生を含む 1,000 人を集めて国内大会を開催することも計画している。

表-7 練習時間割

コーチ名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
Akjoltoev T.	8.30-10.00 16.00-17.30 17.30-19.00	17.30-19.00	8.30-10.00 16.00-17.30 17.30-19.00	17.30-19.00	8.30-10.00 16.00-17.30 17.30-19.00	

(出典：キルギス柔道連盟提出資料)

3) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、「キ」国の柔道の発展と振興、及び青少年の育成のために柔道器材を整備するとともに、国家開発計画の一つとして位置付けられているスポーツ振興政策に貢献することを目的としている。

(2) プロジェクトの基本計画

1) 設計方針

本プロジェクトは、以下の方針に基づき計画することとした。

本プロジェクトの対象サイトについては柔道が盛んで、キルギス柔道連盟が頻繁にコーチや審判を派遣して技術指導を行っており、かつ本部が管理を行いやすい場所という観点から、ビシュケク市の 4 つのスポーツクラブ及び学校を選定した。また、同連盟がトクモク市青少年スポーツ学校を、「キ」国チュイ県（東部）、中部のナリン県、東部のイシク・クル県の柔道活動の拠点として計画していることを踏まえ、同校も対象サイトに加えた。これらの 5 サイトで不足・または状態不良にある畳を整備する。また、キルギス柔道連盟には練習生への柔道指導用教材として DVD も併せて整備するものとする。器材の仕様、数量については、各柔道クラブの規模、既存器材の内訳及び活動の内容から、それぞれ選定するものとする。

2) 基本計画（器材計画）

上記設計方針に基づき、各対象サイトの設置場所の規模、先方の要望等を勘案の上、以下の経緯及び根拠により、計画対象器材の選定を行った。要請器材リストの内容・規模は表-8 のとおりである。

A) キルギス柔道連盟本部ジゴロー・カノースポーツクラブ

同クラブでは練習用柔道畳を整備する。同クラブは練習生の人数が約400人と、他のクラブに比べて多く、今後「キ」国の柔道人口を拡大するための拠点になる。そのため、同クラブで最大設置可能数である畳2セットを選定した。

なお、ジゴロー・カノースポーツクラブでは既に新品のロシア製の畳 136 畳が使用されているが、キルギス柔道連盟より品質の良い日本製畳を望む声が強かったことから、計画対象に加えた。なお、本件が実施され、同クラブに日本製畳が整備された際には、現在使用されているロシア製の畳は柔道の活動が盛んな他の地方サイトに移設され引き続き使用される予定である。

B) カバ・ウウル・コジョムクル・スポーツパレス

同スポーツパレスは国内の選抜大会、ビシュケク市選手権大会、キルギス青少年チャンピオンシップ、柔道フェスティバルなど、柔道に関しては国内外の大きな大会が開催される試合専用の施設であることから、国際試合用の畳を整備することとする。国際大会は12歳以下の部から大人の部まで5つの年齢別のクラスがそれぞれ男女別、体重別に分けられ、最も多い時で5試合が同時並行で行われることがあることから、必要最大数である畳を5セット（98畳／セット）を選定することとした。畳寄せ枠もそれぞれ1セットずつ付属させる。なお、設置予定場所には畳を5セット敷くことができることは確認済である。畳と畳寄せ枠は大会で使用しない際には同スポーツパレスの倉庫に保管する。

C) ビシュケク市青少年オリンピックスポーツ学校

同学校では通常の練習に加えて、国内試合を開催することもあることから、柔道試合兼練習用の国内試合用の畳を対象に設定した。数量は現在練習生が120人所属していること、及び国内青少年大会では4クラスに分けて大会が実施されることを踏まえ、2クラスの試合を1セットの畳で交互に実施することを想定し、全部で4クラス分として畳を2セットに設定した。同学校には畳2セットを敷き占めるだけのスペースがあることは確認済である。

D) スポーツ庁内一本スポーツクラブ

同クラブも前述のビシュケク市青少年オリンピックスポーツ学校と同様に、通常の練習のほかに、ジュニア大会など国内大会を年に4、5回実施している。そのため、畳の仕様も柔道試合用、練習用として、国内試合用柔道畳を選定した。畳の数量は利用者が500人であること、試合時には4クラスに分けて大会が実施されることを踏まえ、畳1セットで2クラスずつ使用することを想定して、2セットを設定した。同学校には畳2セットを敷き占めるだけのスペースがあることも併せて確認した。

なお、既存のロシア製 124 畳については、ジゴロー・カノースポーツクラブと同じく、柔道の活動が盛んな他の地方サイトに移設され引き続き使用される予定である。

E) トクモク市青少年スポーツ学校（トクモク市）

同学校では、前述のとおり、ナリン、チュイ、イシク・クル州の地方拠点として位置付けられ、通常の練習に加えて、周辺の州の柔道練習生を集めて1,000人規模の国内大会を実施することを計画している。そのため、整備する畳は柔道試合用兼練習用として、国内試合用の柔道畳を整備することにする。

畳の数量は参加予定の練習生の人数、及び試合の運営方法が階級、年齢別に参加者を分けた上で、3試合を同時に進めることになっていることから、畳を3セットを選定した。同学校に畳を3セット敷き詰めるだけのスペースがあることも併せて確認した。

F) 柔道指導用 DVD について

柔道指導用教材であるDVDは、指導者が少ない地方や、子供の柔道練習者が多い道場で、効率的に柔道の指導が出来るよう、また強化選手が視覚的に高度な技術を学ぶことが出来るように選定した。現在キルギス柔道連盟の傘下の30の道場への貸し出しを想定して5セット選定した。貸し出しにおいては、紛失が起これないように、常に貸し出し台帳でもって入出庫を管理することになっている。

表-8 器材内容（主なもの）

サイト名	器材名	用途	数量	優先順位
キルギス柔道連盟本部 ジゴロー・カノースポーツ クラブ	練習用柔道畳 (72枚/セット)	柔道練習用	2セット	B
カバ・ウウル・コジョムク ル・スポーツパレス	国際試合用柔道畳(98枚/ セット)	柔道試合用	5セット	A
ビシュケク市青少年 オリンピックスポーツ学校	国内試合用柔道畳 (98枚/セット)	柔道試合用、 練習用	2セット	A
スポーツ庁内一本スポーツ クラブ	国内試合用柔道畳 (98枚/セット)	柔道試合用、 練習用	2セット	A
トクモク市青少年スポーツ 学校	国内試合用柔道畳 (98枚/セット)	柔道試合用、 練習用	3セット	A
キルギス柔道連盟	柔道指導用 DVD（初級から 上級のセット、英語）	柔道の指導用	5セット	B

最終的に選定した器材は、使用頻度が高く必要性の高い器材に絞りこんでいるが、試合用の柔道畳といった最低限必要な器材に優先度 A を、キルギス柔道連盟本部道場の練習用畳は既に既存の畳を保持しているため優先度 B を、柔道指導用教材の DVD は畳に比較して優先度が劣ることから B を付した。

3) 器材等調達計画

要請器材の調達先は表-9 のとおりである。

表-9 器材等調達先

器材名	原産国			備考
	現 地	日 本	第三国	
国際試合用柔道畳		○		
国際試合用柔道畳枠		○		
国内試合用柔道畳		○		
練習用柔道畳		○		
柔道指導用 DVD		○		
割合 (%)	0 %	100 %	0%	

現地代理店の有無、アフターセールスサービスに関しては、日本のいずれのメーカーも同国内に代理店や販売店を有していないことから、日本からの対応となる。消耗品は特になし。

本プロジェクトで調達される器材の輸送は、日本側経費負担により、調達契約業者が行う。日本から調達される器材はコンテナ詰めされた後、海上輸送され、中国の連雲港市で陸揚げされ、コンテナのまま「キ」国のビシュケク市内のスポーツ庁まで運ばれる。海上輸送には約 3 週間を要する。内陸輸送は、それぞれ繁忙期や通関の状況によって異なるが 6 週間程度である。途中の道路状況等について特段の問題はない。通関においては免税方式である。

4) 器材据付及び操作指導

器材計画のうち、据付及び初期操作指導が必要となる器材はない。

5) 国内輸送

ビシュケク市のスポーツ庁までは調達契約業者が負担し、その後はキルギス柔道連盟の負担で各クラブ及び学校まで配布予定である。

6) 事業実施工程表

本プロジェクトの事業実施工程表を表 - 10 に示す。

表-10 事業実施工程表

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
契約	交換公文(E/N)締結	▽																				
	贈与計画(G/A)	▽																				
	調達監理契約		▽																			
	調達監理認証				▽																	
入札段階	入札仕様書作成																					
	機材価格、諸経費調査						▽															
	予定価格の作成						▽															
	入札公告(案)の作成						▽															
	入札図書(案)の作成						▽															
	入札図書承認							▽														
	在京大使館への入札手続き説明							▽														
	入札公告、入札図書配布							▽														
	質問受付・回答(アmend含む)																					
	入札																					
	入札評価																					
	業者契約締結																					
業者契約認証																						
調達段階	発注																					
	機材製作																					
	船積前検査																					
	輸送																					
	納入・開梱																					
	機材据付工事																					
	初期操作指導・運用指導																					
	業務完了の確認																					
要員計画	業務主任(3号)			0.09 □	0.12 □		0.10 □	0.09 □													0.10 □	0.50
	機材調達担当(4号)			0.20 □	0.23 □	0.19 □		0.17 □	0.07 □								0.2 □				0.17 □	1.23

□ 国内業務
■ 現地業務

(3) 相手国側負担事項

本プロジェクトの実施に当たって、「キ」国側の負担事項は表-11 に示すとおりである。キルギス柔道連盟年間予算額 2,210,720 キルギスソムの 0.1%未満であり、十分に負担可能な額であると思われる。

表-11 相手国側負担事項

負担内容	負担経費 (キルギスソム)	備考
支払授權書 (A/P) 発行、銀行取り極め (B/A) に係る手数料	127,446	

(4) 運営維持管理

国内試合用畳は各クラブと学校が、練習用畳はキルギス柔道連盟が責任を持って維持管理を行う。柔道試合用 DVD はキルギス柔道連盟が管理し、各クラブに貸し出す予定であるが、紛失のないように台帳等で管理する。本案件が実現した場合、全体の修理、維持管理費として予算の 6%を最大で割り当てる予定だが、メンテナンスや消耗品・スペアパーツはほとんど発生しないので、維持管理費に係る予算上の問題はないと判断する。日常のメンテナンスは、各クラブ及び学校のコーチが行う。なお、国際試合用の畳 5 セットを保管する予定のカバ・ウウル・コジョムクル・スポーツパレスでは、スポーツ庁が倉庫を管理しており、畳はキルギス柔道連盟が保管及び搬入搬出等の管理をするため問題はない。

(5) 実施に当たっての留意事項

キルギス柔道連盟の組織としての存続性と「キ」国政権の安定化

キルギス柔道連盟は政府の要人が役員となっている。現地調査時に政権が交代した際の連盟の組織力に変動の可能性がないか確認したところ、コンガンティエフ事務局長からは、副会長以下役員を政府官僚が担当しているため、今後も活動に大きな変動はないとの回答であった。しかし、調査後の 2010 年 4 月に「キ」国において政権交代が実際に起こったことから、政変によって連盟の運営に問題がないか案件実施の際には確認が必要である。

5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果

(1) プロジェクトの効果

1) 直接効果

- ① ビシュケク市内の 4 ヶ所の道場及び学校、トクモク市の学校に新しい畳が設置されることで、そこで柔道を学んでいる約 1,400 人の柔道愛好者及び選手の練習環境が改善される。
- ② ビシュケク市内最大の室内競技場を持つ、カバ・ウウル・コジョムクル・スポーツパレスには、従来柔道大会開催の度に他の道場から畳を借り受けて試合を行っていた。案件実施後は、常設の畳が整備されることによって畳移動に係る時間や労力の省力化が図

られ、これによって年間約 22 回開催していた国内選抜大会を含む大小の柔道大会が、将来的には年間 30 回程度の開催となることが期待できる。

- ③ ビシュケク市青少年オリンピックススポーツ学校において、柔道専用の練習場が常設され、現在、年 1 回開催されている国内試合についても同会場で、随時開催可能となる。
- ④ トクモク市青少年スポーツ学校に畳が整備されることによって、首都のビシュケク以外に、チュイ州東部、ナリン州、イシク・クル州を対象とした地方拠点が形成され、柔道活動のさらなる飛躍に資する。
- ⑤ スポーツ庁内一本道場にて年 4～5 回開催されていたジュニア大会の開催数が増え、成人の大会も開催することが可能となる。

2) 間接効果

- ① 練習環境を整備することにより選手の技術向上に貢献し、国内・国際大会の開催、国際大会への参加が増加する。
- ② 国内外の試合が増加するのに伴って、「キ」国における審判の育成と選手の技術レベルの向上につながる。
- ③ 「キ」国柔道連盟の志す、中央アジアの柔道センターとしての基礎が作られる。
- ④ 首都圏の使用可能な畳が地方へと移管されることにより、副次的な効果として、地方の学校または道場においても練習環境が整えられ青少年の柔道教育が振興される。

(2) 課題・提言

1) 日本の柔道指導者の派遣

「キ」国の柔道技術は競技人口の裾野が徐々に広がり、国際大会等でメダルを獲得する選手が出てくるほど、近年著しくレベルが向上してきているが、国際大会に出場するレベルの選手のための指導者や地方における指導者が不足しており、我が国に対して優秀な指導者の派遣を強く要請された。現在シニア海外ボランティアの柔道指導者が募集されているが、本案件が実現しボランティア事業と連携が強化されれば、本協力がより効果的になると思われる。

2) 我が国支援に係る広報について

キルギス柔道連盟では、本プロジェクトが実施された場合の広報手段として、キルギス柔道連盟の然る場所への看板の設置、引渡し式の開催、国内マスメディアへの広報、キルギス柔道連盟ホームページ等を通しての広報を計画している。

(3) プロジェクトの妥当性

今次要請器材は、既存器材の更新及び、「キ」国における器材の不足を解消し、「キ」国における柔道の振興、発展に寄与するものである。器材内容、仕様も必要最低限であり、また、本プロジェクトを通して日本の文化が紹介され、柔道愛好者の増加にもつながるものである。従って、十分に妥当性があると言える。

6. 付属資料

(1) 調査団員

佐藤 勝美 団長、機材計画 (財) 日本国際協力システム
 貴島 一代 機材調達・積算 (柔道器材) (財) 日本国際協力システム

(2) 調査行程

No.	日付	曜日	旅 程	業務内容	宿泊地
1	1/17	日	成田 13:05 (SU576) → 17:25 モスクワ 21:55 (SU179)→	移動	機内泊
2	1/18	月	→ 05:10 ビシュケク	JICA 及び大使館訪問・打ち合わせ	ビシュケク
3	1/19	火		要請機関との協議・キルギス柔道連盟本部道場視察、スポーツ庁内一本スポーツクラブ道場視察	ビシュケク
4	1/20	水		ビシュケク市青少年オリンピックスポーツ学校調査	ビシュケク
5	1/21	木		トクモク市青少年スポーツ学校調査	カラコル
6	1/22	金		カラコル市講道館スポーツクラブ調査、イシク・クル国立大学視察	ビシュケク
7	1/23	土		タシュ・ドボ (旧ヴォロンツォフカ) 村ゴールデンスコア道場調査 (中等学校内)	ビシュケク
8	1/24	日		要請機関との協議・カバ・ウウル・コジヨムクル・スポーツパレス調査	ビシュケク
9	1/25	月		要請機関との協議・カバ・ウウル・コジヨムクル・スポーツパレス調査	ビシュケク
10	1/26	火		要請機関との協議 (スポーツ庁、キルギス柔道連盟)、ミニッツ署名 JICA 及び大使館報告	ビシュケク
11	1/27	水	ビシュケク 6:30 (SU180) → 8:10 モスクワ 19:40 (SU583)	移動	機内泊
12	1/28	木	→成田 10:55	移動	

(3) 関係者（面会者）リスト

キルギス国体育スポーツ庁

Mr. Kerimkulov Aidarbek 長官
Mr. Kuvanychbek Kongantiev 副長官（キルギス柔道連盟事務局長兼務）

キルギス柔道連盟

Mr. Musabaev Atai 法律専門家
Ms. Temiralieva Ainura 事務局長秘書
Mr. Rayskiy Ivan 主任コーチ
Mr. Kuligina Natalya コーチ

スポーツ庁内一本スポーツクラブ

Mr. Ministryukov Sergei 主任コーチ
Mr. Zavrajniy Igor コーチ
Mr. Starodubsov Aleksandr コーチ

ビシュケク市青少年オリンピックスポーツ学校

Mr. Sharshenov Abdrazak 柔道クラス主任コーチ兼管理責任者
Mr. Kladnov Sergei コーチ

トクモク市青少年スポーツ学校

Mr. Stupnikov Sergei Viktorovich 副市長
Mr. Idinov Kubanychbek Maratovich 校長
Mr. Bazakkulov Azamat Bazarukulovid 柔道クラス主任コーチ兼管理責任者
Mr. Japarkulov Abyl Kabatbekovich スポーツ専門家
Mr. Akjoltoev Tynai Alimuhambetavich コーチ

講道館スポーツクラブ（カラコル市青少年スポーツ学校）

Mr. Amatov Saur Asanovich 講道館スポーツクラブ長、
学校長兼柔道クラス主任コーチ
Mr. Esenov Keldibek Turganbekovich 講道館スポーツクラブコーチ
Ms. Proskurakova Elena 選手
Ms. Kaharov Dinara 選手

イシク・クル国立大学（Isshyk-kul State University）

Mr. Toktakunov Toldoshbek 副学長
Mr. Mambetov Zamir 体育学部学科長

タシュ・ドボ（旧ヴォロンツォフカ）村中等学校内 ゴールデンスコア道場
Mr. Duishenbekov Talant 主任コーチ兼管理責任者

在キルギス共和国日本国大使館

飯塚 裕一

臨時代理大使

柴田 勉

二等書記官

JICA キルギス共和国事務所

丸山 英朗

所長

吉村 徳二

所員

Mr. Dosaliev Ernek

現地職員

(4) 討議議事録

最終的に同連盟と合意した討議議事録は別添の通りである。

MINUTES OF DISCUSSIONS
PRELIMINARY SURVEY ON
THE NEEDS OF JUDO EQUIPMENT
IN THE KYRGYZ REPUBLIC

On Instruction by the Government of Japan, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") decided to conduct a preliminary survey to confirm the needs of Judo equipment in the Kyrgyz Republic (hereinafter referred to as "Kyrgyz") and entrusted the survey to Japan International Cooperation System (hereinafter referred to as "JICS").

JICA sent to Kyrgyz the Preliminary Survey Team (hereinafter referred to as "the Team"), which is scheduled to stay in the country from January 18 to January 27, 2010.

The Team explained Japan's Grant Aid scheme, discussed with the officials concerned of the Government of Kyrgyz and confirmed the request of Judo equipment. The main points discussed are described as attached herewith.

Bishkek, January 26, 2010



Kerimkulov Aidarbek

Director

State Agency of Physical Training and Sports of the
Kyrgyz Republic



Katsumi Sato

Team Leader

JICA Preliminary Survey Team

Attachment

I. Items requested by Kyrgyz

1. Procurement of Equipment

The details of the requested items are listed in Annex-1.

The Site where the Equipment be provided are National Judo Federation, Kaba Uulu Kojomkul Sports Palace, Bishkek Junior Olympic Sports School, Ippon Sports Club and Tokmok Junior Sports School.

2. Consultant Services

Tender Documentation, Supporting works for Tender in Japan, and Supervision of the Project.

II. Title and Objective (s) of the Project

The both side tentatively agreed the title of the Project shall be 'The improvement of Judo Equipment to the State Agency of Physical Training and Sports of the Kyrgyz Republic' and confirmed the objective of the Project is to modernizing and expanding the repertoire of equipment for youths in Kyrgyz in order to have a national facility that responds to international standards.

III. Executing Agencies of the Project

Executing Agency: State Agency of Physical Training and Sports of the Kyrgyz Republic

Responsible Agency: National Judo Federation of Kyrgyz Republic.

IV. Japan's Grant Aid Scheme

1. The Kyrgyz side understands the Japan's Grant Aid Scheme, as described in Annex-2.

In addition, the Team explained and the Kyrgyz side confirmed

- 1) The consultant of the Project will be recommended by JICA,
- 2) The consultant services are limited to supporting and supervisory works in Japan, due to the budget limitation of the Grant, and
- 3) the tender of the Project will be held in Japan in the presence of the representative(s) of Kyrgyz(the representative(s)of the Embassy of Kyrgyz in Japan). When there is no representative(s) of Kyrgyz in Japan, the Government of Kyrgyz or its designated authority shall entrust the consultant to hold the tender of the Project.
- 4)The Kyrgyz side shall take the necessary measures described in Annex-3, for smooth implementation of the Project, as a condition for the Japanese Grant Aid to be implemented.

2. It should be noted that the implementation of the Preliminary Survey does not imply any decision or commitment to extend the Grant for the Project at this stage. When the Project is approved by the Government of Japan, the notification will be made through the Embassy of Japan in Kyrgyz.

V. Other relevant issues

1. Responsibilities of the Recipient Country

The both parties confirmed that the State Agency of Physical Training and Sports of the Kyrgyz Republic shall make preparations for the following in the case that the Government of Japan approves the Project.

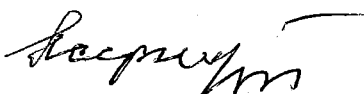
- (1) To appoint a representative of the Government of Kyrgyz to witness the tender before its notification.
- (2) To remove existing equipment and make power supply and room setting ready for the equipment to be procured before its arrival to Kyrgyz.
- (3) To secure necessary budget for above.
- (4) To secure the budgets necessary for the purchase of spare parts, repair and maintenance of equipment to be procured, and to use and maintain the equipment effectively and properly.

2. Publicity on the Cultural Grant Aid

The following activities will be carried out in recognition of the valuable contribution made by the people and Government of Japan to the cultural development of the Kyrgyz people:

- (1) To place a Japanese ODA insignia on the donated equipment.
- (2) To place a commemorative plate at the main entrance of National Judo Federation and the sites where the equipment to be provided.
- (3) To hold a handover ceremony.
- (4) To conduct a public recognition through the mass media in the country.
- (5) To conduct a public appreciation through the web site of National Judo Federation.
- (6) To promote and increase Japanese cultural events (i.e. Judo Tournament hosted by the Embassy of Japan, etc).
- (7) To distribute used Judo Mat in Bishkek to other local sites after the donated equipment will be procured.

END



The List of Equipment Requested

The priorities "A, B, C" are given for each equipment as below.

1. JUDO EQUIPMENT FOR KABA UULU KOJOMKUL SPORTS PALACE

Item No.	Description	Unit	Q'ty	Priority
1	TATAMI FOR JUDO (COMPETITIONS) IJF Standard or equiv. Number of piece in a set : 98 Color Type: Ivory(32pcs) and Blue(66pcs) Size: W1xL2mxT50mm or more	set	5	A

2. JUDO EQUIPMENT FOR BISHKEK JUNIOR OLYMPIC SPORTS SCHOOL

Item No.	Description	Unit	Q'ty	Priority
1	TATAMI FOR JUDO (COMPETITIONS) Number of piece in a set : 98 Color Type: Ivory(32pcs) and Blue(66pcs) Size: W1xL2mxT50mm or more	set	2	A

3. JUDO EQUIPMENT FOR IPPON SPORTS CLUB

Item No.	Description	Unit	Q'ty	Priority
1	TATAMI FOR JUDO (COMPETITIONS) Number of piece in a set : 98 Color Type: Ivory(32pcs) and Blue(66pcs) Size: W1xL2mxT50mm or more	set	2	A

4. JUDO EQUIPMENT FOR TOKMOK JUNIOR SPORTS SCHOOL

Item No.	Description	Unit	Q'ty	Priority
1	TATAMI FOR JUDO (COMPETITIONS) Number of piece in a set : 98 Color Type: Ivory(32pcs) and Blue(66pcs) Size: W1xL2mxT50mm or more	set	3	A

5. JUDO EQUIPMENT FOR NATIONAL JUDO FEDERATION

Item No.	Description	Unit	Q'ty	Priority
1	TATAMI FOR JUDO (TRAINING) Number of piece in a set : 72 Color Type: Ivory(32pcs) and Blue(40pcs) Size: W1xL2mxT50mm or more	set	2	B
2	JUDO COACHING VIDEO	set	5	C

Accepted

K. Sato

JAPAN'S GRANT AID

The Government of Japan (hereinafter referred to as "the GOJ") is implementing the organizational reforms to improve the quality of ODA operations, and as a part of this realignment, a new JICA law was entered into effect on October 1, 2008. Based on the law and the decision of the GOJ, JICA has become the executing agency of the Grant Aid for General Projects, for Fisheries and for Cultural Cooperation, etc.

The Grant Aid is non-reimbursable fund to a recipient country to procure facilities, equipment and services (engineering services and transportation of the products, etc.) for economic and social development of the country under principles in accordance with the relevant laws and regulations of Japan. The Grant Aid is not supplied through the donation of materials as such.

1. Grant Aid Procedures

The Japanese Grant Aid is conducted as follows-

- Preparatory (Preliminary) Survey (hereinafter referred to as "the Survey")
 - The Survey conducted by JICA
- Submission of an Application Form
 - Submission by an applicant organization to GOJ/JICA
- Appraisal & Approval
 - Appraisal by the GOJ and JICA, and Approval by the Japanese Cabinet
- Determination of Implementation
 - The Notes exchanged between the GOJ and the recipient country
- Grant Agreement (hereinafter referred to as "the G/A")
 - Agreement concluded between JICA and the recipient country
- Implementation
 - Implementation of the Project on the basis of the G/A

2. Preliminary Survey

(1) Contents of the Survey

The aim of the Survey is to confirm the needs and request for the Grant Aid and to confirm the viability of the request. The contents of the Survey are as follows:

- Confirmation of the needs of equipment, its benefits and beneficiaries
- Formulate a candidate project for the Grant Aid




- Evaluation of the appropriateness of the project to be implemented under the Grant Aid Scheme from a technical, financial, social and economic point of view.
- Estimation of project cost.

When the candidate project is approved by GOJ, JICA requests the Government of the recipient country to take whatever measures are necessary to ensure its self-reliance in the implementation of the Project. Such measures must be guaranteed even though they may fall outside of the jurisdiction of the organization in the recipient country actually implementing the Project. Therefore, the implementation of the Project is confirmed by all relevant organizations of the recipient country.

(2) Selection of Consultants

For smooth implementation of the Survey, JICA uses (a) registered consulting firm(s). JICA selects (a) firm(s) based on proposals submitted by interested firms.

(3) Result of the Survey

The Report on the Survey is reviewed by JICA, and after the appropriateness of the Project is confirmed, JICA recommends the GOJ to appraise the implementation of the Project.

3. Japan's Grant Aid Scheme

(1) The E/N and the G/A

After the Project is approved by the Cabinet of Japan, the Exchange of Notes (hereinafter referred to as "the E/N") will be signed between the GOJ and the Government of the recipient country to make a pledge for assistance, which is followed by the conclusion of the G/A between JICA and the Government of the recipient country to define the necessary articles to implement the Project, such as payment conditions, responsibilities of the Government of the recipient country, and procurement conditions.

(2) Selection of Consultants

The consultant firm(s) used for the Survey will be recommended by JICA to the recipient country to also work on the Project's implementation after the E/N and the G/A, in order to maintain technical consistency.

(3) Eligible source country

Under the Japanese Grant Aid, in principle, Japanese products and services, including transportation, or those of the recipient country are to be purchased. When JICA and the

Seizuro Ino

K. Sato

Government of the recipient country or its designated authority deem it necessary, the Grant Aid may be used for the purchase of the products or services of a third country. However, the prime contractors, namely, constructing and procurement firms, and the prime consulting firm are limited to "Japanese nationals".

(4) Necessity of "Verification"

The Government of the recipient country or its designated authority will conclude contracts denominated in Japanese yen with Japanese nationals. Those contracts shall be verified by JICA. This "Verification" is deemed necessary to secure accountability to Japanese taxpayers.

(5) Major undertakings to be taken by the Government of the Recipient Country

In the implementation of the Grant Aid Project, the recipient country is required to undertake such necessary measures as Annex-3.

(6) "Proper Use"

The Government of the recipient country is required to maintain and use the facilities constructed and the equipment purchased under the Grant Aid properly and effectively and to assign staff necessary for this operation and maintenance as well as to bear all the expenses other than those covered by the Grant Aid.

(7) "Export and Re-export"

The products purchased under the Grant Aid should not be exported or re-exported from the recipient country.

(8) Banking Arrangements (B/A)

- a) The Government of the recipient country or its designated authority should open an account in the name of the Government of the recipient country in a bank in Japan (hereinafter referred to as "the Bank"). JICA will execute the Grant Aid by making payments in Japanese yen to cover the obligations incurred by the Government of the recipient country or its designated authority under the Verified Contracts.
- b) The payments will be made when payment requests are presented by the Bank to JICA under the Authorization to Pay (A/P) issued by the Government of the recipient country or its designated authority.

(9) Authorization to Pay (A/P)

The Government of the recipient country should bear an advising commission of an Authorization to Pay and payment commissions to the Bank.

Signature

K. Satō

(10) Social and Environmental Considerations

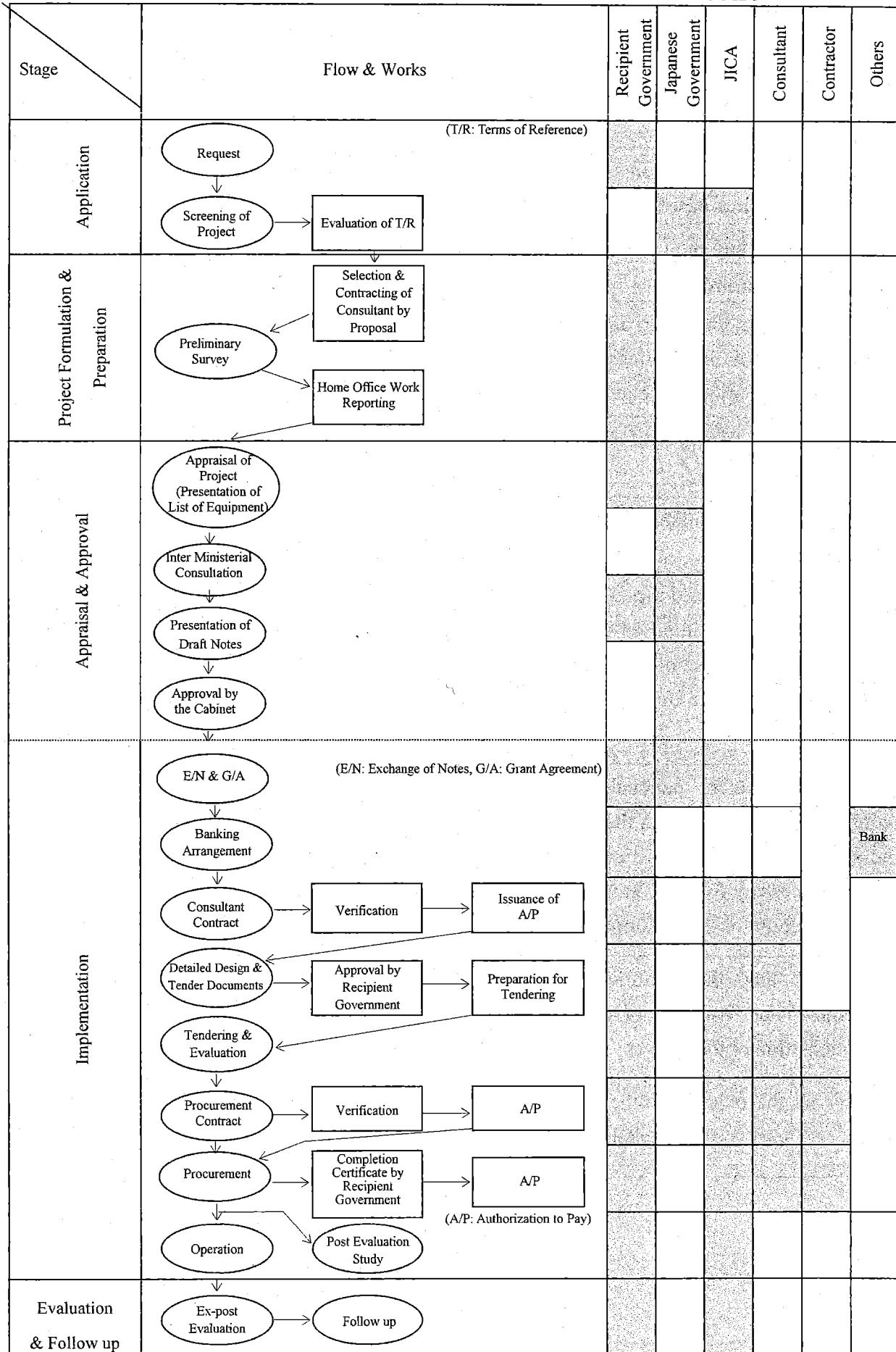
A recipient country must ensure the social and environmental considerations for the Project and must follow the environmental regulation of the recipient country and JICA socio-environmental guideline.

(End)

Shapuri
m

Kisato

FLOW CHART OF JAPAN'S GRANT AID PROCEDURES



Acceptance

Kisato

Major Undertakings to be taken by the recipient government

NO	Items	To be covered by the Grant	To be covered by the Recipient
1	To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the Banking Arrangement		•
	1) Advising commission of Authorization to Pay		•
	2) Payment commission		•
2	To ensure prompt unloading and customs clearance at ports of disembarkation in the recipient country and to assist internal transportation of the products therein		•
	1) Marine(Air) transportation of the products from Japan to the recipient country	•	
	2) Internal transportation from the ports of disembarkation to the project site		•
3	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the recipient country with respect to the purchase of the products and the services be exempted or be borne by the Authority without using the Grant		•
4	To accord Japanese nationals whose services may be required in connection with the supply of the products and the services under the verified contract such facilities as may be necessary for their entry into the recipient country and stay therein for the performance of their work		•
5	To ensure that the facilities and the equipment be maintained and used properly and effectively for the implementation of the Project		•
6	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project		•

Handwritten signature

K. Sato

インドネシア国

**スマラン国立大学
日本語教育機材整備計画**

調査結果概要

	頁
プロジェクト位置図	
写真	
1. プロジェクトの背景・経緯 -----	1
(1) 調査の背景・目的 -----	1
2. 我が国の関連分野への協力 -----	1
(1) 我が国の関連分野への協力 -----	1
(2) 他のドナー国・機関の援助動向 -----	2
3. プロジェクトの実施体制 -----	2
(1) 組織 -----	2
(2) 財政状況 -----	5
(3) 技術水準 -----	6
(4) 既存施設・機材 -----	7
4. プロジェクトの内容 -----	9
(1) プロジェクトの概要 -----	9
1) 上位計画 -----	9
2) 当該セクターの現状 -----	9
3) プロジェクトの目的 -----	9
(2) プロジェクトの基本計画 -----	9
1) 設計方針 -----	9
2) 基本計画(機材計画) -----	10
3) 機材等調達計画 -----	11
4) 機材据付及び操作指導 -----	12
5) 事業実施工程表 -----	12
(3) 相手国側負担事項 -----	14
(4) 運営維持管理 -----	14
(5) 実施に当たっての留意事項 -----	14
1) 新校舎建設計画 -----	14
2) 新規 LL 教室用椅子 -----	14
5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果 -----	15
(1) プロジェクトの効果 -----	15

1) 直接効果 -----	15
2) 間接効果 -----	15
(2) 課題・提言 -----	15
1) 技術者の確保 -----	15
2) 我が国支援に係る広報について-----	15
(3) プロジェクトの妥当性 -----	16
6. 付属資料 -----	17
(1) 調査団員・氏名 -----	17
(2) 調査行程 -----	17
(3) 関係者(面会者)リスト -----	17
(4) 討議議事録 -----	18

プロジェクト位置図:インドネシア共和国、中部ジャワ州スマラン市



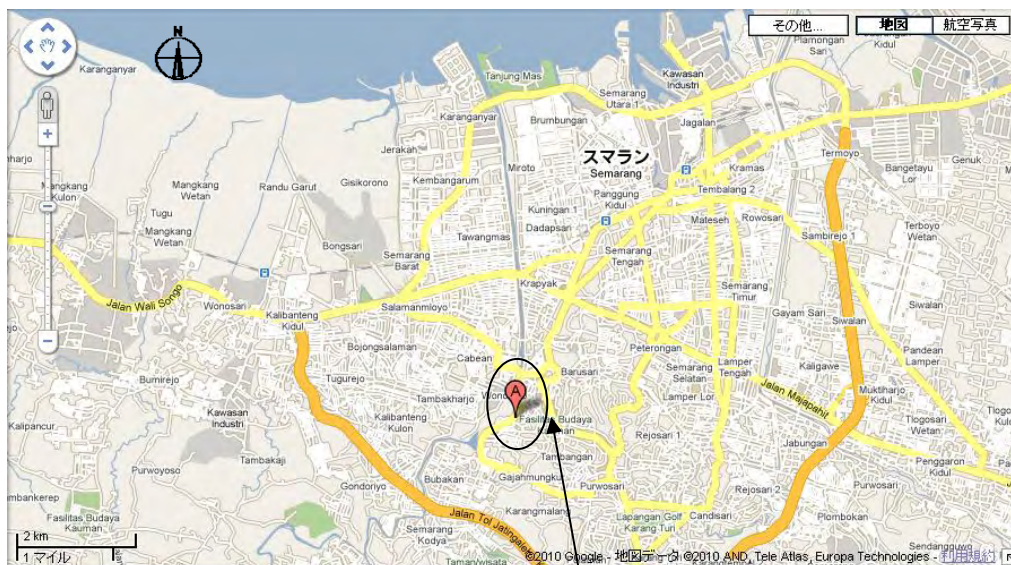
インドネシア

(出典 : University of Texas Libraries)



スマラン市

(出典 : University of Texas Libraries)



スマラン国立大学

(出典 : Google Map)

写 真



写真-1:スマラン国立大学正門。



写真-2:日本語プログラム所属の言語芸術学部校舎。



写真-3:B4棟2階の外国語学科LL教室入口。
格子とドアの双方に施錠可能。



写真-4:1992年に大学の予算で設置された20人用LL教室。



写真-5:20人用LL教室の学生用ブース。カセットデッキがなく音声教材や自分の声が録音できない。



写真-6:20人用LL教室の教員用コンソール。設置から18年を経ているが問題なく活用されている。



写真-7:日本語プログラム専用CDプレーヤー。



写真-8:模擬授業用のビデオカメラ。



写真-9:職員室の日本語教材専用保管棚。

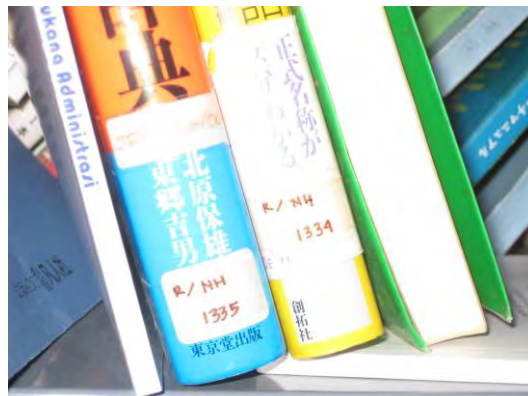


写真-10:教材は分類、登録され適切に管理されている。



写真-11:職員室の保管庫で管理されている外国語学科共有のプロジェクト及びパソコン。



写真-12:教材作成用パソコン。



写真-13:言語芸術学部にあるインターネット教室。USB を使用しての自習が可能である。



写真-14:新築中の B8 棟。2 階に外国語学科 LL 教室を設置する計画である。



写真-15:LL 機材設置予定場所。



写真-16:左は国際交流基金による供与教材、右は日本語教員作成の教材。

1. プロジェクトの背景・経緯

(1) 調査の背景・目的

インドネシア共和国（以下「イ」国という。）スマラン国立大学は1965年に設立された総合大学であり、中部ジャワ州で唯一日本語教育課程を擁している。同大学には法律学部、経済学部等と並んで、言語芸術学部があり、その中に属する外国語学科に日本語教育専攻プログラム¹（以下「日本語プログラム」という。）が設置されており、現在234人の学生が学んでいる。

「イ」国においては、1984年に日本語が全国の高等学校で第二外国語選択必修科目として採用されたことにより、高等学校の日本語教員の需要が高まり、それに伴い「イ」国各地の大学に同学科が設立された。また、2006年の中等教育カリキュラムの改訂²により、高等学校における日本語等の外国語が選択必修科目となったため、日本語学習者が増加し、日本語教師の人数が絶対的に不足している。1997年に始まったスマラン国立大学の日本語教育においても、高校日本語教員の養成を目的とし、日本語教員の効率的な育成を担っている。

現在、スマラン国立大学外国語学科には1992年に大学の予算で整備された20人用のLL機材があり、日本語プログラム及び外国語学科の他のプログラムの聴解授業において、ほぼ毎日利用されている。しかし、クラスの人数に比して座席数が不足しており、さらに同機材にはカセットテープなどの録音媒体が付属しておらず、学生の聴解能力を高めるための自習用機能が欠けていることから、日本語プログラムは機材の更新を希望しているが、予算的制約から独自での購入は困難な状況である。

上記背景から、「イ」国における日本語教育環境及び同大学の日本語教育の現状の確認、一般文化無償による協力の可能性・妥当性、適切な協力内容を検討するため、本調査を実施した。

2. 我が国の関連分野への協力

(1) 我が国の関連分野への協力

我が国の関連分野（日本語学教育）への協力実績は表-1のとおりである。

¹ 同大学ではプログラムを正式名称として使っているが、日本では通常、専攻の名称。

² この改訂により、全ての高等学校（一般/専門）の学生が1年次から3年次まで継続して第二外国語、または技術・家庭科を選択することになった。どの科目を選択するかは各学校の裁量に委ねられているが、日本語は国家教育省と国際交流基金が共同で制作した教科書があることなどから、採用した学校が多いと見られている。その結果、「イ」国において、初等・中等教育機関での学習者が、2003年度の前回調査から4倍増の244,304人に増加している。（『海外の日本語教育の現状=日本語教育機関調査・2006年=』（国際交流基金）より）

表-1 我が国の関連分野への協力実績（語学教育分野）

（単位：百万円）

実施年度	協力形態	案件名	供与限度額	概要
1979年～	日本語教育専門家派遣	言語芸術教育学部外国語教育学科日本語教育プログラム	不明	国際交流基金による専門家派遣
1986年～	LL 機材供与	一般文化無償（インドネシア教育大学）	不明	外務省による文化無償
1998年～	教材助成	日本語教材寄贈プログラム	不明	国際交流基金による教材の寄贈
2005年12月～	研修生派遣	「University to University」プロジェクト	不明	文部科学省による研修生派遣
2007年度、2009年度	教材助成	日本語教材寄贈プログラム	不明	国際交流基金による教材寄贈
2008年1月～2009年12月	ボランティア派遣	シニア海外ボランティア	不明	JICA による教師派遣
2009年8月～	日本語教育専門家派遣		不明	国際交流基金による日本語教育専門家の派遣

(2) 他のドナー国・機関の援助動向

言語芸術学部はこれまで、他のドナー国・機関から機材の支援を受けた実績はないが、語学関連の協力実績として、英語学科へ2007年からアメリカ政府の教員が、フランス語教育プログラムとフランス文学プログラムへ2005年からフランスの財団の教員がそれぞれ派遣され、毎年語学教育を行っている。また同学部では将来的に中国語を同学部の選択科目とし、さらに中国語教育プログラムを設立する計画であることから、2010年9月より1年間、授業計画立案のために寧波大学（中国・浙江(せっこう)省）より教員が派遣される予定である。

3. プロジェクトの実施体制

(1) 組織

本プロジェクトの主管官庁は国家教育省、実施機関はスマラン国立大学である。

スマラン国立大学は、1965年にスマラン教育大学として設立された総合大学であり、中部ジャワ州で唯一日本語教育課程を擁している。現在スマラン国立大学では、7学部のディプロマ取得コース（2年制または3年制）及び8学部の学士課程（4年制）、14コースの修士・博士課程に約24,000人が学んでいる。

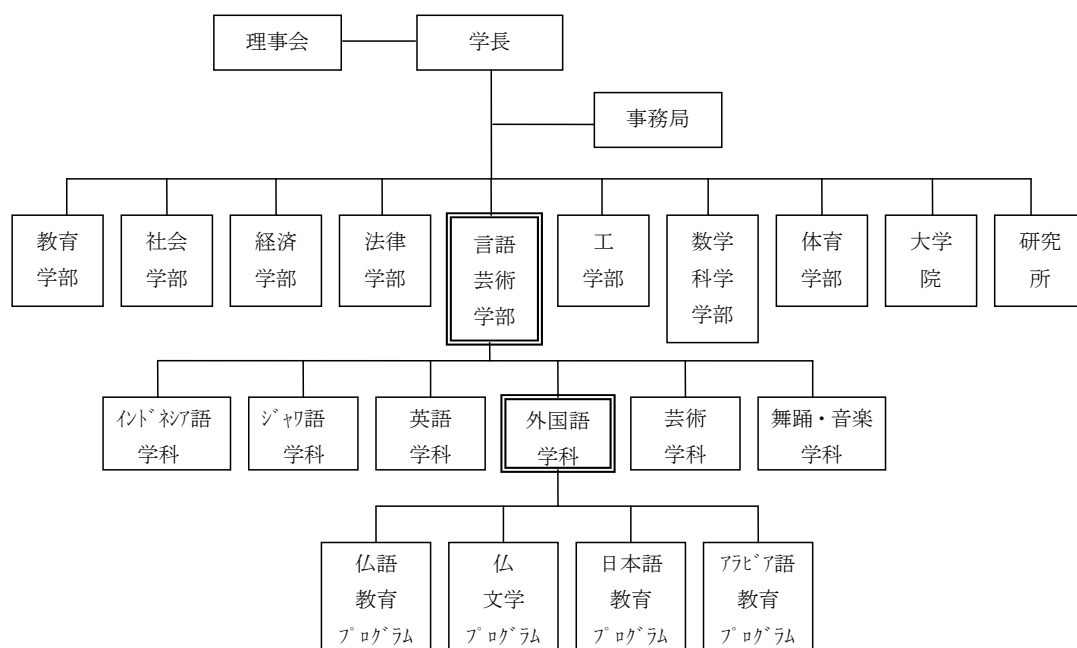
スマラン国立大学の日本語教育は、1997年に前身のスマラン教育大学英文学科内で必修科目として開始された。2000年には、同大学言語芸術学部内の外国語教育・文学プログラムに3年制の日本語ディプロマコースが開講され、2008年まで学生の受入れを行った。その後、2005年の教員制度改革³に伴い、高等学校の教員になるには学士課程卒業が必修となったため、前述の3年制の

³ 法改正までは3年制のディプロマコースを修了した学生も高等学校の教員になることができたが、法改正後は、専門分野における4年制の教育学士課程を修了することが義務付けられた。

ディプロマコースから、高校日本語教員養成のための4年制日本語教育専攻プログラム⁴へと発展・改組された。

現在、日本語プログラムは図-1のとおり、フランス語教育、フランス文学、アラビア語教育の各プログラムと共に言語芸術学部下の外国語学科に所属している。言語芸術学部の学生数の内訳、日本語プログラムの各学年の内訳はそれぞれ表-2、表-3のとおりとなっている。

同プログラムでは、所属する学生に対し月曜日～金曜日に日本語の授業を実施しているほか、金曜日と土曜日には「教育資格向上プログラム」の特別コースを設け、教育制度改革以前にディプロマコースを修了して高等学校教員となった、学士号を有しない現職の高等学校の日本語教員の学位取得のための授業も行っている。



(出典:スマラン国立大学提出資料)

図-1 スマラン国立大学組織図

表-2 2009年言語芸術学部学生数内訳

(単位:人)

プログラム名	学生数
インドネシア語学科	
インドネシア語教育	545
インドネシア文学	168
ジャワ語学科	
ジャワ語教育	493
ジャワ文学	109

⁴ 「イ」国内で、4年制日本語教育専攻プログラム(高校日本語教員養成)が設置されているのは、同大学を含め7大学(インドネシア教育大学、スラバヤ国立大学、マナド国立大学、ジャカルタ国立大学、ムハマディア・ドクター・ハムカ私立大学、リアウ大学)である。

英語学科	
英語教育	610
英文学	265
外国語学科	
フランス語教育	201
フランス文学	113
日本語教育	234
アラビア語教育	138
芸術学科	
芸術教育	294
芸術	73
デザイン	205
舞踊・音楽学科	
音楽教育	372
舞踊教育	158
合計	3,978

(出典:スマラン国立大学提出資料)

表-3 2009年度日本語教育専攻プログラム学生数内訳

学年	人数	クラス数
1年	77人	3クラス
2年	67人	2クラス
3年	58人	2クラス
4年	32人	1クラス

(出典:スマラン国立大学提出資料)

2005年の教員制度改革で日本語プログラムが設置されたことと、2006年の中等教育カリキュラムが改訂されたことによって、同プログラムへの入学者が2005年から3年で約3倍増加している(表-4)。また、それに伴い同プログラム学生の日本語能力試験の受験者も表-5のとおり、年々増加している。

表-4 日本語教育専攻プログラム入学者数推移

(単位:人)

2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
23	32	58	67	77

(出典:スマラン国立大学提出資料)

表-5 日本語能力試験の受験者数及び合格者数

年	4級受験者数 (合格者数)	3級受験者数 (合格者数)	2級受験者数 (合格者数)	合計
2005	5 (5)	16 (12)	-	21 (17)
2006	9 (6)	23 (18)	-	32 (24)
2007	2 (2)	34 (27)	-	36 (29)
2008	15 (10)	45 (35)	1 (0)	61 (45)
2009	23 (14)	41 (23)	8 (0)	72 (37)

(出典:スマラン国立大学提出資料)

(2) 財政状況

1) 財政状況

スマラン国立大学の予算を表-6に示す。同大学の予算は国家教育省からの配賦金と、授業料等による自己収入からなる。毎年3月～4月に教育省高等教育局経由で財務省予算総局に申請し、12月に翌年度予算の許可が下りる。

表-6 スマラン国立大学予算

(単位: インドネシアルピア)

年度	2009年度 (実績)	2010年度 (計画)	2011年度 (計画)
収入			
政府予算	127,756,568,557	147,959,333,000	162,755,266,300
自己収入	114,450,947,277	118,403,720,000	130,244,092,000
合計	242,207,515,834	266,363,053,000	292,999,358,300
支出			
人件費	72,968,851,912		
奨学金その他	11,139,531,500		
資本財(耐用年数1年以上/30万ルピア以上)	32,951,901,880		
消費財	111,872,490,296		
合計	228,932,775,588		

*予算執行期間は1月から12月まで。

(出典：スマラン国立大学提出資料)

言語芸術学部の予算は表-7のとおりである。毎年3月～4月に会計局に申請し、12月に翌年度予算の許可が下りる。支出「人件費」は事務員、清掃員の給与の支払いのみであり、正規職員給与は大学予算から支払われる。また、支出「その他」は①非常勤講師給与 ②研究費 ③教員のトレーニング、ワークショップ、セミナー参加のための交通費等諸経費である。

表-7 言語芸術学部予算

(単位:インドネシアルピア)

年度	2007年度実績	2008年度実績	2009年度実績	2010年度計画	2011年度計画
収入					
政府予算	223,805,000	518,933,500	544,056,000	572,131,000	-
自己収入(学費・入学出資金)	6,536,361,000	7,802,462,500	9,853,433,000	12,006,180,000	13,675,800,000
合計	6,760,166,000	8,321,396,000	10,397,489,000	12,578,311,000	13,675,800,000
支出					
人件費	138,754,050	419,953,500	395,480,000	536,555,000	397,800,000
電話代	15,100,000	24,000,000	18,000,000	18,000,000	24,000,000
施設費	1,725,000,000	1,000,000,000	700,000,000	-	-
機材費	429,800,000	220,305,350	455,000,000	1,310,000,000	1,540,000,000
施設修理・維持管理費	350,000,000	526,250,000	818,305,507	898,976,000	1,030,000,000
機材修理・維持管理費	121,000,000	90,814,734	200,000,000	317,900,000	240,000,000
その他	3,980,511,950	6,040,072,416	7,810,703,493	9,496,880,000	10,444,000,000
合計	6,760,166,000	8,321,396,000	10,397,489,000	12,578,311,000	13,675,800,000

*予算執行期間は1月から12月まで。

(出典:スマラン国立大学提出資料)

(3) 技術水準

機材使用者は、既存 LL 教室を利用している外国語学科の学生 686 人(うち同プログラムは 234 人)、LL 機材を授業で使用する常勤教員及び非常勤講師 13 人である。日本語教育プログラムが導入を要望している LL 機材は、デジタル式 LL 機材の中でも簡易な USB メモリー方式⁵で、専門的かつ高度な技術は不要であり、初期操作指導により一般的に理解・使用可能である。既存の LL 機材操作の知識により、操作・運用面で技術的な問題はないと判断される。LL 機材を使用する教員・講師は、表-8 のとおりである。

表-8 LL 機材使用教員・講師

No.	氏名	年齢	教員歴	専門	学歴
日本語教育プログラム教員					
1	Rina Supriatnaningsih	49	20 年	日本語教育 インドネシア 語教育	インドネシア教育大学学士課程 スマラン国立大学大学院修士課程
2	Lispridona Diner	30	4 年	日本語教育	マナド教育大学学士課程 インドネシア教育大学大学院修士課程
3	Setiyani Wardhaningtyas	29	4 年	日本文学 日本語教育	ガジャマダ大学学士課程 インドネシア教育大学大学院修士課程
4	Ai Sumirah Setiawati	不明	不明	日本語教育	インドネシア教育大学学士課程 インドネシア教育大学大学院修士課程

⁵ 学生側が PC を使用しないデジタル式外国語学習システム。対する CALL(Computer-Assisted Language Learning)方式はネットワーク上で教員・学生共に PC を使用するデジタル式外国語学習方式。

5	Yuyun Rosliyah	不明	不明	日本語教育 フランス語教育	インドネシア教育大学学士課程 スマラン国立大学大学院修士課程
6	Andy Morad Oesman	不明	不明	日本語教育 学校経営	インドネシア教育大学学士課程 静岡大学大学院修士課程
7	Dyah Prasetiani	不明	不明	日本語教育	パジャジャラン大学学士課程 日本語学科 インドネシア教育大学大学院修士課程
アラビア語教育プログラム教員（聴解担当）					
8	Singgih Kuswadono	34	4年	アラビア語	スマランワリソンゴ国立イスラム教育大学
9	Zaim El Mubarak	39	11年	アラビア語	スラカルタムハマディア大学 学士課程 ジョグジャカルタスナンカリジ ヤガ国立イスラム大学修士課程 インドネシア教育大学博士課程
フランス文学、フランス語教育プログラム教員（聴解担当）					
10	Neli Purwani	28	4年	フランス語	スマラン国立大学
11	Sri Handayani	30	4年	フランス語	スマラン国立大学
12	Tri Eko Agustiningrum	30	7年	フランス語	スマラン国立大学学士課程 インドネシア教育大学修士課程
13	Diah Vitri Widayanti	45	21年	フランス語	スマラン教育学院学士課程 ジュネーブ大学大学院修士課程

（出典：スマラン国立大学提出資料）

（4）既存施設・機材

既存機材の現況については表-9のとおりである。既存機材については全てスマラン国立大学で独自に購入したものであり、一部劣化が見られる機材はあるものの、概ね良好に稼動している。プロジェクター、パソコン等については学部校舎にある職員室の保管庫で管理され、LL機材やその他の機材については、B4棟にある施錠可能なLL教室に保管されている。

1992年に同大学の予算で整備されたアナログ式のLL機材（20人用）は、現在も外国語学科の聴解授業においてほぼ毎日利用されている。しかし、日本語プログラムにおいて1クラスの定員は20人～34人であり、クラスによっては全員がLL機材を使用できないため、その場合スピーカーを使用しての一斉放送での授業に留まり、LL機材を十分に活用しているとは言い難い。

LL教室の時間割は表-10のとおりであり、日本語プログラムの聴解授業において、1年生が週6時間（2時間/クラス）、2年生が4時間（2時間/クラス）利用している。3、4年生は使用していない。外国語学科全体では、週42時間使用されており、稼動率は70%である。

表-9 既存機材リスト

No.	機材名	数量	設置年	状況
LL機材				
1	LL コントロールコンソール(20人用)	1	1992	良好
2	ヘッドセット	20	1992	一部不具合有り
ビデオ撮影機材				
3	ビデオカメラ	1	2002	使用可能
4	ビデオカメラ	1	2009	良好
5	カセットレコーダー	1	2000	良好
その他				
6	51 インチテレビ	1	2000	良好
7	21 インチテレビ	1	2000	良好
8	DVD プレーヤー	2	2000	良好
9	ビデオカセットレコーダー	1	2000	良好
10	スピーカー	1	2000	劣化
11	プロジェクター用スクリーン	1	2005	良好
12	OHP	1	2000	良好
13	液晶プロジェクター	1	2005	良好
14	液晶プロジェクター	1	2006	良好
15	液晶プロジェクター	1	2008	使用可能
16	ノートパソコン	1	2002	使用可能
17	ノートパソコン	1	2004	使用可能
18	ノートパソコン	1	2007	良好
19	CD コンボ	1	2003	良好

(出典：スマラン国立大学提出資料)

表-10 現在のLL教室時間割

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
7:00-8:00	フランス語教育	外国語 (一般教養科目)	アラビア語 教育	フランス語 教育	日本語教育 (1年生)①
8:00-9:00					
9:00-10:00					
10:00-11:00	フランス語 教育	日本語教育 (2年生)①	アラビア語 教育	フランス語 教育	日本語教育 (1年生)②
11:00-12:00					
12:00-13:00	フランス語 教育	日本語教育 (2年生)②		フランス語 教育	
13:00-14:00					
14:00-15:00					日本語教育 (1年生)③
15:00-16:00					
16:00-17:00			アラビア語 教育		
17:00-18:00		フランス語 教育			
18:00-19:00					

(出典：スマラン国立大学提出資料)

上記既存機材のほかに、国際交流基金から供与を受けた書籍 112 冊、教材 18 セット、JICA（国際協力機構）から供与された書籍 8 冊、独自に購入した書籍 36 冊を所蔵している。

4. プロジェクトの内容

(1) プロジェクトの概要

1) 上位計画

特になし。

2) 当該セクターの現状

国際交流基金の 2006 年度の調査によると、「イ」国における 2006 年度の日本語学習者の数は 24 万人で、日本語教育が行われている海外 133 ヶ国の中で、韓国、中国、オーストラリアに次いで 4 番目に日本語学習者が多く、さらに最新（2009 年）の調査では、60 万人を超える学習者の存在が確認されている。このうち、90%以上は高等学校の生徒が占めており、全国約 16,000 校の高等学校のうち、1 割に当たる約 1,600 校において日本語が教えられている。「イ」国では、1962 年に西ジャワ州の高等学校において日本語教育が開始され、1984 年には全国の一般高等学校の選択必修科目に日本語が採用されたことから、日本語教員の需要が高まり始め、2006 年の中等教育カリキュラムの改訂により学習者が急増したことにより、高等学校における日本語教員の需要がさらに高まっている。高等学校の教員になるためには、教員養成課程における学士以上の学歴が必須であること、また「イ」国に 1,000 社以上進出している日系企業への就職希望者が多数存在すること等からも、高等教育機関における日本語教育の需要が高まっている。

係る状況の下、前述の 2005 年の教員制度改革に伴い、スマラン国立大学の日本語教育が高校日本語教育専攻プログラムへと発展的に改組されたため、卒業後に高校教員の職を得ることを目指して、同大学の日本語プログラムへの入学者が年々増加している。しかしながら、英語学科は専属の LL 教室を有しているが、日本語プログラムは外国語学科の他の言語プログラムとともに、1992 年に大学の予算で整備されたアナログ式 20 人用の LL 機材を今も使用している状況である。同機材は既に製造中止となっており、パーツの入手が不可能であり、維持管理面が危惧され、機材の更新が急務となっている。また 1 クラスの人数（26 人から 34 人）に比してキャパシティが不足しており、さらに同機材にはカセットテープなどの録音媒体が付属しておらず、学生の聴解能力を高めるための自習用機能も欠けている。日本語教育の人気の高まりが今後も続く予想される一方で、日本語教員育成のための教育を効果的に行い、教員のレベルを高めるための支援が望まれている。

3) プロジェクトの目的

本プロジェクトはスマラン国立大学の日本語学習機材の整備により、日本語教育プログラムにおける日本語教育の質・レベルの向上を図り、優秀な日本語教師を育成し、「イ」国における日本語教育の普及、発展に貢献することを目的とする。

(2) プロジェクトの基本計画

1) 設計方針

本プロジェクトは、以下の方針に基づき計画することとした。

機材の老朽化・経年劣化、及びスペアパーツ・消耗品の確保など維持管理の問題で今後の使用

が危ぶまれる、1992年にスマラン国立大学が購入したアナログ式 LL 機材をデジタル方式に更新すると同時に、自宅学習が可能で、維持管理が簡単で費用がかからない USB メモリーへ教材のダウンロード可能な仕様とする。リスニング学習効果の高い機材とすることで、長期的な利活用を図る。LL 機材の設置予定場所、日本語プログラムの日本語学習者の規模（34人/クラス）、既存機材の内訳及び活動内容から必要数量を算定する。

視聴覚機材についても、LL 教室同様、既存機材の内訳及び活動内容から一教室に必要な最低限の内容とする。日本語教材も同プログラムに不足している教材を選定する。

いずれの機材も、機材内容・数量・技術仕様につき必要最低限な内容としている。

2) 基本計画(機材計画)

本プロジェクトの計画対象機材については表-11 のとおりである。

日本語プログラムで、質の高い教員を効率的に養成するためには、基本的に全機材が必要であるが、最も必要性の高い LL システムの優先順位を A とし、次に必要性の高い機材及び教材を優先度 B とした。

表-11 主要機材リスト及び用途

分類	機材名	用途	数量	優先順位
LL システム	36 人用 LL システム	日本語教育用	一式	A
視聴覚機材	データプロジェクター	画像・ビデオ映像の投射用	1	B
	データプロジェクター用スクリーン	プロジェクターからの映像を映し出すスクリーン	1	B
	スピーカー	教員や音声・ビデオ教材の拡声用	2	B
	書画装置	教科書、ノート等の書類撮影用。撮影映像はプロジェクターで投射。	1	B
日本語教材	日本語教材	同プログラムにおける日本語教育用	一式	B

① LL システム

LL システムは、教室利用者数及び設置場所となる教室の大きさに鑑み 36 人用とした。設置場所は、言語芸術学部校舎裏に現在建設中の三階建ての B8 棟の 2 階とし、LL 教室の広さは縦 10.6m × 横 6.40m × 高 3.40m である。

LL 機材は、デジタル式 LL 機材とし、学習データを記録した USB メモリーを教室外に持ち出しでの自習が可能なタイプとする。自身のパソコンを保有していない学生であっても、市内に複数あるインターネットショップや、同大学内にある PC 教室を利用して、自習可能である。

今次要望している LL 機材は優先的に日本語プログラムに活用され、空き時間は外国語学科の他の 3 プログラムも使用する。日本語プログラムでは、現在の 1、2 年生の週一回の聴解授業に加え、

DVD やプロジェクターを使用する 1 年生の日本事情授業（週 6 時間）、3 年生の会話演習授業（週 4 時間）、1 年生から 4 年生の会話授業（週 16 時間）、さらに土曜日の「教育資格向上プログラム」の授業（週 1 時間）にも LL 教室を使用する計画であることから、日本語プログラムが LL 教室を使用する時間は、現在の一週間当たり 10 時間から 41 時間に大幅に増加する見込みである（表-12）。なお 2011 年度 9 月からは、フランス語教育プログラム及びフランス文学プログラムの 3 年生、英語学科の 4 年生にも選択科目として、LL 教室を使用する日本語授業が導入されるほか、空き時間はフランス語及びアラビア語の聴解授業にも活用される計画である。

既存の LL 教室はスペアパーツの入手が今後不可能な状況であり、現在使用面で多少不都合が生じているものの、使用可能な限りは外国語学科の授業で引続き利用される予定である。

表-12 案件実施後の日本語プログラム LL 教室利用時間数

授業名	学年	クラス数	使用時間数（時間） / 週
聴解	1	3	6
	2	2	4
	3	2	4
	教育資格向上プログラム	1	1
日本事情	1	3	6
会話演習	3	2	4
会話	1	3	6
	2	2	4
	3	2	4
	4	1	2
		合計	41

（出典：スマラン国立大学提出資料及び聞き取り結果）

② 視聴覚機材

授業において LL システムと一緒に使用される視聴覚機材については、LL 機材一教室あたり必要最低限の内容、数量とした。通常、視聴覚用機材の一部として必要とされる、教材再生用の DVD プレーヤーは、既存の DVD プレーヤー及びノートパソコンを、今後新規機材の設置予定場所に移動し、要望している日本語 DVD 教材の再生に活用する予定である。

③ 日本語教材

要請された具体的な教材内容の詳細は討議議事録の機材リストのとおりである。初級者用教材（1 年生レベル）に比べて、中・上級者用教材（2 年生～4 年生レベル）の入手が困難であることから、凡人社発行の 2009-2010 日本語教材リストから、中・上級者用を中心に、作文、文法、漢字、スピーキング等の日本語プログラムに不足している教材及び教員向けの日本語指導に関する教材を選定した。

3) 機材等調達計画

要望している機材の調達先は表-13 のとおりである。

表-13 機材等調達先

分類	機材名	原産国			備考
		現地	日本	第三国	
LL システム	36 人用 LL システム		○		
視聴覚機材	データプロジェクター		○		
	データプロジェクター用スクリーン		○		
	スピーカー		○		
	書画装置		○		
日本語教材	日本語教材		○		
	割合 (%)	0%	100%	0%	

教材を記録する USB メモリー、プロジェクター用ランプは市内の電器店で日本とほぼ同価格にて容易に入手可能である。スペアパーツが発生した場合は、ジャカルタ市内に日本のメーカー代理店が数社あることから、機材によっては現地調達が可能である。それ以外の場合は、調達契約業者を通じて日本から調達することとなる。

「イ」国の電圧は AC220V、周波数は 50Hz、プラグ形状は C 型である。要請機材は大電力を必要としないので、電源容量に問題はない。

本プロジェクトで調達される機材の輸送は、日本側経費負担により、調達契約業者が行う。日本から調達される機材はコンテナ詰めされた後、海上輸送され、「イ」国スマラン港にて陸揚げされる。陸揚げ後、コンテナのまま港から約 11km 離れた同大学まで陸上輸送される。所要期間は、海上輸送に約 20 日間、内陸輸送に約 1 日間を要する。免税に関しては、「イ」国は免税方式である。

4) 機材据付及び操作指導

機材計画のうち、据付が必要な機材は LL システム一式である。据付については、機材メーカーまたはメーカー代理店の技術者が行い、据付時に初期操作指導も合わせて実施する。機材据付に係る費用は日本側で負担する。

5) 事業実施工程表

本プロジェクトの事業実施工程表を表-14 に示す。

表-14 事業実施工程表

項目/月次		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
契約	交換公文(E/N)締結	▽																		
	贈与計画(G/A)	▽																		
	調達監理契約		▽																	
	調達監理認証				▽															
入札段階	入札仕様書作成																			
	機材価格、諸経費調査				▽															
	予定価格の作成				▽															
	入札公告(案)の作成				▽															
	入札図書(案)の作成				▽															
	入札図書承認					▽														
	在京大使館への入札手続き説明							▽												
	入札公告、入札図書配布							▽												
	質問受付・回答(アmend含む)																			
	入札									▽										
	入札評価																			
	業者契約締結												▽							
業者契約認証												▽								
調達段階	発注												▽							
	機材製作																			
	船積前検査																			
	輸送																			
	納入・開梱																			
	機材据付工事																			
	初期操作指導・運用指導																			
	業務完了の確認																			
要員計画	業務主任(3号)				0.09	0.12	0.10	0.09											0.10	
	機材調達担当(4号)				0.20	0.23	0.19	0.17	0.07								0.2		0.17	
																			□	合計M/M

□ 国内業務
 ■ 現地業務

(3) 相手国側負担事項

本プロジェクト実施に当たって、「イ」国側の負担事項は表-15 に示すとおりである。これらの金額は、言語芸術学部の2009年度予算金額インドネシアルピアの0.2%程度であり、十分に負担可能と判断される。

表-15 相手国側負担事項

負担内容	負担経費 (インドネシアルピア)
支払授權書 (A/P) 発行、銀行取り極め (B/A) に係る手数料	1,880,000
LL 教室用椅子購入費用	18,500,000

(4) 運営維持管理

機材の総合責任者は教材を含め、日本語教育プログラムの教員（兼 LL 室長）である。維持管理責任者は同プログラム教員の Dyah Prasetiani 氏である。維持管理については、各教員による機材使用前の状態確認のほか、不具合発生時や故障時には、大学が毎年入札を通じて契約しているメンテナンス会社により修理が行われる。同大学は現在技術部門を擁していないが、外国語学科では本プロジェクトが実施された場合、専任の技術者を 1 名雇用し、機材の維持管理に当たる計画である。

計画対象機材については、消耗品やスペアパーツはほとんど発生しないため、維持管理に係る費用は非常に小額である。外国語学科では維持管理費として年間 900 万ルピアの予算を確保しており、本予算で十分対応可能である。

(5) 実施に当たっての留意事項

1) 新校舎建設計画

日本語プログラムでは、今次要望している LL システムと視聴覚機材を、現在建設中の B8 棟 2 階の教室に設置する計画である。同棟の 3 階部分は既に完工し、使用が始まっている。2 階も調査時には 2010 年 3 月完工予定だったものが、2010 年 5 月時点ではまだ完工していない。ただし、近く完工とのことであった。しかし、同大学では慢性的に教室数が不足していることから、案件実施が決定した際に、設置予定先の教室も一般の教室として利用される可能性も否定できない。従って本案件が実施される場合は、計画どおり上述の教室に LL システム設置のための環境が整えられているか事前に確認する必要がある。

2) 新規 LL 教室用椅子

本案件の実施が決定した際には、同大学は LL 教室用の椅子を 37 脚（生徒用 36 脚、教師用 1 脚）購入することになっている。案件実施の際には椅子の購入につき、改めて確認する必要がある。

5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果

(1) プロジェクトの効果

1) 直接効果

- ① 日本語プログラム所属の学生 234 人に対し、語学学習に特化した効果的・効率的な学習環境を提供する。また、同 LL 教室を利用する他の言語プログラムの学生約 452 人にも裨益する。
- ② 日本語プログラムでは、新規の LL 教室の整備によって、LL 教室を利用した授業時間が現在の週 10 時間から 41 時間へと大幅に増加する計画であり、実践的な日本語学習の時間が増加する。
- ③ LL 機材のデジタル化により、音声教材を USB メモリーにダウンロードすることが可能になり、学生は授業時間以外にも自宅等でいつでも自習が可能となる。

2) 間接効果

- ① LL 機材の整備により、日本語能力が向上することで同プログラムが目標としている 3、4 年次で日本語能力検定試験 2 級に合格するレベルの学生の育成（現在 2 級合格者は 18 人のみ）が期待でき、将来的に中等教育に従事する日本語教師のレベルが向上する。
- ② 同プログラムで養成された教員のレベルが向上することにより、将来的に高校生を含む「イ」国における日本語学習者の日本語能力が向上する。

(2) 課題・提言

1) 技術者の確保

今次要望している LL 機材は、週に一度、教員用 PC に対するウィルスチェック等を含む、定期的なネットワーク管理が必要となる。同学科では、現在総務部所属の職員が、プロジェクトやコンピューターなどの機材を設置・操作しており、日々の機材取り扱いや管理には問題が無い。しかし、ネットワーク管理の問題に対処できるレベルには至っていないため、ネットワーク管理の知識・技術を有する職員の雇用が課題である。外国語学科は本プロジェクトの実施に合わせて、技術者の雇用を計画していることから、案件実施が決定した際にはその雇用状況を確認する必要がある。

2) 我が国支援に係る広報について

本プロジェクトが実施された場合、同大学は具体的に以下の方法により、日本からの支援を「イ」国内に広く積極的に広報する計画である。

- 「イ」国メディア（TV、ラジオ等）を通して、広報を行う。
- 大学のウェブサイトで我が国の援助を広報する。
- 大学の LL 教室入口に我が国の援助に感謝を表すプレートを設置する。
- 毎年 6 月または 7 月に行われる日本語祭りにおける広報を行う。

(3) プロジェクトの妥当性

本プロジェクトは、高等教育レベルでの日本語教育の質の向上、優秀な日本語教師育成に寄与し、また育成された日本語教師により「イ」国全体の日本語教育の普及、発展にも貢献する。また、日本文化理解の増進にもつながるものであり、十分に妥当性を有すると判断される。

6. 付属資料

(1) 調査団員・氏名

花井 みほ 団長、機材計画 (財) 日本国際協力システム
 横尾 秀利 機材調達・積算(LL 機材) (財) 日本国際協力システム

(2) 調査行程

No.	日付	曜日	旅程	内容	宿泊地
1	2/11	木	成田11:10(JL725)→ 17:00ジャカルタ	移動	ジャカルタ
2	2/12	金	ジャカルタ19:20(GA246)→ 20:20スマラン	大使館、JICA、教育省表敬 移動	スマラン
3	2/13	土		書類整理、市場調査	スマラン
4	2/14	日		書類整理	スマラン
5	2/15	月		スマラン国立大学との協議・調査	スマラン
6	2/16	火		スマラン国立大学との協議・調査	スマラン
7	2/17	水		スマラン国立大学との協議・調査	スマラン
8	2/18	木		スマラン国立大学との協議・調査	スマラン
9	2/19	金		ミニッツ署名	スマラン
10	2/20	土	スマラン9:15(GA235)→ 10:15ジャカルタ	移動	

(3) 関係者(面会者)リスト

国家教育省

Mr. Fasil Jalal 高等教育総局 総局長

スマラン国立大学

Dr. Fathur Rachman 第四副学長
 Mr. Abdurrachman 国際協力室 室長
 Ms. Utami 国際協力室 係長
 Ms. Supaat 国際協力室 協力課長
 Mr. Wahyu Adi Purnomo 事務局 職員
 Ms. Sihono 広報担当者
 Mr. Rustono 言語芸術学部 学部長
 Ms. Diah Vitri Widayathi 言語芸術学部 外国語学科 学科長
 Ms. Rina Supriatnaningsih 言語芸術学部 外国語学科 LL 室長
 Ms. Lispridona Dinar 言語芸術学部 外国語学科 日本語プログラム責任者
 Ms. Ai Sumirah Setiawati 言語芸術学部 外国語学科 日本語プログラム教員

Ms. Setiani Wardhaningtyas	同上
Ms. Dyah Prasetiani	同上
Mr. Andy Morad Oesman	同上
Ms. Yuyun Rosliyah	言語芸術学部 外国語学科 日本語プログラム教員兼 秘書
久松 美立	国際交流基金専門家

在インドネシア日本国大使館

野口 健	一等書記官
------	-------

JICA インドネシア事務所

館山 丈太郎	所員
--------	----

国際交流基金ジャカルタ日本センター

金井 篤	所長
------	----

高橋 裕一	副所長
-------	-----

(4) 討議議事録

最終的に同大学と合意した討議議事録は別添のとおりである。